

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市役所
編集兼
発行人 中島 修

印刷人 三戸 俊彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市受益と負担の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例(第23号) 2
- 秋田市市税条例等の一部を改正する条例(第24号)10
- 秋田市斎場条例の一部を改正する条例(第25号)13
- 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(第26号)13
- 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例(第27号)13
- 秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例(第28号)14
- 秋田市公設地方卸売市場業務条例(第29号)16
- 秋田市にぎわい交流館条例(第30号)25
- 秋田市中通一丁目自動車駐車場条例(第31号)27
- 秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(第32号)28
- 秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例(第33号)28

規 則

- 秋田市河辺墓地条例施行規則および秋田市北部墓地条例施行規則の一部を改正する規則(第34号)28
- 秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第35号)28
- 秋田市斎場条例施行規則の一部を改正する規則(第36号)28
- 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則(第37号)29
- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則(第38号)29

告 示

- 市税督促状の公示送達について(第226号)29
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について(第227号)29
- 交付要求通知書の公示送達について(第228号)29
- 交付要求通知書の公示送達について(第229号)30
- 交付要求通知書の公示送達について(第230号)30
- 納期限変更告知書の公示送達について(第231号)30
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について(第232号)30
- 生活保護法による医療機関の変更および廃止について(第233号)30
- 認可地縁団体の認可について(第234号)30
- 放置自転車等の撤去および保管について(第235号)31
- 市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変

- 更通知書の公示送達について(第236号)31
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について(第237号)31
- 身体障害者福祉法による医師の指定について(第238号)31
- 屋外広告物の表示又は屋外広告物を提出する物件の設置を禁止する地域の指定について(第239号)32
- 市道路線の供用開始について(第240号)32
- 交付要求通知書の公示送達について(第241号)32
- 収納代理金融機関の店舗統廃合について(第242号)32
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について(第243号)32
- 国民健康保険税督促状の公示送達について(第244号)32
- 市道路線の区域変更および供用開始について(第245号)33
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について(第246号)33
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について(第247号)33
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について(第248号)33
- 後期高齢医療保険料納入通知書の公示送達について(第249号)33
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について(第250号)33
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更について(第251号)34
- 認可地縁団体の認可について(第252号)34

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について(第12号)34

選 管 告 示

- 平成23年4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出について(第62号再掲)34
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について(第64号)71

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について(第15号)71

上 下 水 道 局 告 示

- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について(第36号)71

公 告

- 入札参加希望者の公募について.....71
- 連担建築物設計制度による一団の土地の区域内の建築物の認定について.....72
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について.....72
- 公募型プロポーザルの実施について.....72
- 土地収用法による事業認定の通知について.....73
- 入札参加希望者の公募について.....73
- 平成23年度ポリオ予防接種の実施について.....74
- 学校の統廃合に伴い秋田市立小学校又は中学校としての用途を廃止した校舎等を使用する者の公募について.....75
- 土地収用法による事業認定通知の縦覧について.....76
- 卸町第一街区公園内に放置された工作物等について.....76
- 公の施設の指定管理者の公募について.....76
- 公の施設の指定管理者の公募について.....78
- 公の施設の指定管理者の公募について.....79
- 公の施設の指定管理者の公募について.....80

教 委 公 告

- 平成24年度に秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒の募集について.....81
- 平成24年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について.....81

選 管 公 告

- 裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について.....82
- 検察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について.....82

て.....82

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について.....82
- 入札参加希望者の公募について.....83
- 入札参加希望者の公募について.....84
- 受益者負担金の賦課対象区域について.....84
- 入札参加希望者の公募について.....84
- 入札参加希望者の公募について.....85
- 入札参加希望者の公募について.....86
- 入札参加希望者の公募について.....87
- プロポーザルの実施について.....88
- 入札参加希望者の公募について.....89
- 入札参加希望者の公募について.....90

条 例

秋田市受益と負担の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成23年 9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第23号

秋田市受益と負担の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例

(秋田市都市公園条例の一部改正)

第1条 秋田市都市公園条例(昭和39年秋田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第8条、第9条関係)

公園名	有料公園施設の種類又は名称	使 用 料						
		区 分	単 位	金 額	備 考			
千秋公園	千秋公園有料駐車場	最初の30分まで		1台につき	100円	使用期間は、毎年4月1日から11月30日までとする。		
		30分を超える30分までごとに			100円			
	久保田城御隅櫓	個人使用	一般	1人1回につき	100円	団体使用とは、20人以上の団体に使用する場合をいう。		
			高校生		50円			
		団体使用	一般		80円			
			高校生		40円			
	佐竹史料館	個人使用	一般	1人1回につき	100円	団体使用とは、20人以上の団体に使用する場合をいう。		
			高校生		50円			
		団体使用	一般		80円			
高校生			40円					
八橋運動公園	陸上競技場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	7,400円	
				アマチュアスポーツ以外に使用する場合	小学生、中学生および高校生		3,700円	
					最高入場料の額の100人分に相当する額(148,320円に満たない場合は、148,320円とする。)			

		入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般 小学生、中学生および高校生	1時間につき	3,700円 1,200円	
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合			18,500円	
個人使用	一般	小学生、中学生および高校生			1人1回につき	300円 150円	午前6時から午後零時まで、午後零時から午後6時までを各1回とする。
		小学生、中学生および高校生			1人1年につき	5,000円 2,500円	
	一般			1人1回につき	3,090円	午前6時から午後零時まで、午後零時から午後6時までを各1回とする。	
	小学生、中学生および高校生			1人1回につき	1,640円		
放送設備							
競技用具							
会議室					1室1時間につき	200円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき270円を加算する。
ミーティング室						100円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき110円を加算する。
役員室（大）						200円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき270円を加算する。
役員室（小）						150円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき180円を加算する。
硬式野球場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	4,600円	会議室の使用（冷暖房設備の使用を含む。）および放送設備の使用を含む。
				高校生		3,200円	
				中学生以下		2,300円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額（その額が103,000円に満たない場合は、103,000円とする。）			
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	1,500円		
			高校生		700円		
			中学生以下		500円		
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		4,600円			
会議室					1室1時間につき	160円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき、冷房設備にあっては50円、暖房設備にあっては70円を加算する。
スコアボード					一式1時間につき	650円	
相撲場	貸切使用	アマチュアスポーツに使用する場合		1時間につき	150円		
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合			700円		

球技場	貸切 使用	入場料を 徴収する 場合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	一般 小学生、中 学生および 高校生	1 時間につ き	7,500円	会議研修室および役員記録室 の使用（冷暖房設備の使用を 含む。）ならびにスコアボー ドの使用を含む。 夜間照明設備を使用する場 合は、1 時間につき2,000円を 加算する。		
						3,700円			
			アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合		1 日につき	最高入場料の額の100 人分に相当する額 （その額が150,000円 に満たない場合は、 150,000円とする。）			
		入場料を 徴収しな い場合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	一般	1 時間につ き	3,700円			
				小学生、中 学生および 高校生		1,250円			
		アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合			18,700円				
	放送設備					一式 1 時間 につき		520円	
	会議研修室					1 室 1 時間 につき		100円	冷暖房設備を使用する場合は、 1 時間につき、冷房設備にあっ ては50円、暖房設備にあっ ては70円を加算する。
	役員記録室							100円	
	第 2 球技場	貸切 使用	一般		1 時間につ き	600円		夜間照明設備を使用する場 合は、1 時間につき1,000円を 加算する。	
高校生			300円						
中学生以下			200円						
テニ スコ ート	貸切 使用	一般		1 面 1 時間 につき	100円	夜間照明設備を使用する場 合は、1 時間につき260円を加 算する。			
		高校生			70円				
		中学生以下			50円				
	砂入 り人 工芝 コー ト	入場料を 徴収する 場合	一般	400円					
			高校生	260円					
			中学生以下	200円					
	入場料を 徴収しな い場合	一般	200円						
高校生		130円							
中学生以下		100円							
多目的グラ ウンド	貸切 使用	一般		1 時間につ き	400円	夜間照明設備を使用する場 合は、1 時間につき、全点灯 （グラウンド全体を照明する ために、90灯を点灯すること をいう。）にあっては1,600円、 部分点灯（主にソフトボール 競技、陸上競技等に必要な範 囲を照明するために、48灯を 点灯することをいう。）にあっ ては800円を加算する。			
		高校生			300円				
		中学生以下			200円				
古川町 街区公園	貸切 使用	一般		1 時間につ き	400円	全点灯とは、グラウンド全体 を照明するために、60灯を点 灯することをいう。			
		高校生			300円				
		中学生以下			200円				
	土崎市民グ ラウンド夜 間照明設備		全点灯	1,400円					

			部分点灯			1,000円	部分点灯とは、主に野球競技に必要な範囲を照明するために、44灯を点灯することをいう。	
雄物川河川緑地	野球場	貸切使用	一般	1面1時間につき		400円		
			高校生			300円		
			中学生以下			200円		
	テニスコート	貸切使用	一般	1面1時間につき		100円		
			高校生			70円		
			中学生以下			50円		
一つ森公園	国指定重要文化財旧黒澤家住宅	個人使用	一般	1人1回につき		100円	団体使用とは、20人以上の団体に使用する場合をいう。	
			高校生			50円		
		団体使用	一般			80円		
			高校生			40円		
	コミュニティ体育館（アリーナに限る。）	貸切使用で入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	一般	1時間につき	500円	
					高校生		330円	
					中学生以下		250円	
				全面の2分の1	一般		250円	
					高校生		160円	
					中学生以下		120円	
			全面の4分の1	一般	120円			
				高校生	80円			
				中学生以下	60円			
			市民以外の者が体育に使用するとき。	全面	700円			
				全面の2分の1	350円			
全面の4分の1	170円							
体育以外に使用するとき。	全面	1,500円						
貸切使用で入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。	全面	1,300円					
	体育以外に使用するとき。	全面	4,500円					
	貸切使用で営利を目的とする場合	全面	16,200円					
	照明設備		510円					
テニスコート	貸切使用	一般	1面1時間につき		200円			
		高校生			130円			
		中学生以下			100円			
弓道場	個人使用	一般	午前使用	1人につき		150円	午前使用とは、午前9時から正午までの使用をいう。	
			午後使用		150円			
			夜間使用		150円			
		小学生、中学生および高校生	午前使用		50円	午後使用とは、正午から午後5時までの使用をいう。		
			午後使用		50円			
			夜間使用		50円			

		貸切使用	使用者が主として小学生、中学生および高校生のために使用する場合	1日使用 午前使用 午後使用 夜間使用		800円 300円 500円 400円	夜間使用とは、午後5時から午後9時までの使用をいう。 1日使用とは、午前9時から午後5時までの使用をいう。	
			使用者が主として小学生、中学生および高校生以外の者のために使用する場合	1日使用 午前使用 午後使用 夜間使用		2,400円 900円 1,500円 1,200円		
光沼近隣公園	屋内多目的運動場	貸切使用	一般	半面1時間につき		300円		照明設備を使用する場合は、半面1時間につき230円を加算する。
			高校生			200円		
			中学生以下			150円		
テニスコート	貸切使用	一般	1面1時間につき			200円		
		高校生				130円		
		中学生以下				100円		
北野田公園	アリーナ	貸切使用	入場料を徴収する場合	一般	半面1時間につき		1,800円	
				高校生			1,260円	
				中学生以下			900円	
			入場料を徴収しない場合	一般			900円	
				高校生			630円	
				中学生以下			450円	
	テニスコート	貸切使用	入場料を徴収する場合	一般	1面1時間につき		1,000円	
				高校生			700円	
				中学生以下			500円	
			入場料を徴収しない場合	一般			500円	
				高校生			350円	
				中学生以下			250円	
会議室				1室1時間につき		150円	冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき、冷房設備にあつては200円、暖房設備にあつては220円を加算する。	
北野田公園照明設備	アリーナ照明設備			全点灯の5分の1点灯1時間につき		120円		
	テニスコート照明設備			1面点灯1時間につき		190円	1面点灯とは、テニスコート1面を照明するために8灯を点灯することをいう。	
御所野近隣公園	野球場	貸切使用	一般	1面1時間につき		400円		
			高校生			300円		
			中学生以下			200円		
	テニスコート	貸切使用	一般	1面1時間につき			100円	
			高校生				70円	
			中学生以下				50円	
御所野総合公園	テニスコート	貸切使用	一般	1面1時間につき		100円		
			高校生			70円		
			中学生以下			50円		
秋操近隣公園	テニスコート	貸切使用	一般	1面1時間につき		200円		
			高校生			130円		
			中学生以下			100円		

(秋田市立赤れんが郷土館条例の一部改正)

第2条 秋田市立赤れんが郷土館条例(昭和60年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条関係)

区 分	金 額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第一会議室	200円	200円	200円	600円
第二会議室	200円	200円	200円	600円
第一練習室	800円	800円	800円	2,400円
第二練習室	800円	800円	800円	2,400円
第三練習室	1,600円	1,600円	1,600円	4,800円
展示ホール			2,200円	
和室	1,200円	1,200円		
土蔵	1,500円	1,500円		

備考 使用許可を受けた者が入場料等を徴収する場合の使用料は、当該使用料に当該使用料の10割を加算した額とする。

(秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例の一部改正)

第3条 秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例(平成16年秋田市条例第104号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表を次のように改める。

1 体育館の使用料

区 分		使用料の額		
		基本使用料(4時間以内)	延長使用料(1時間につき)	
入場料を徴収しない場合	体育に使用する時。	一般	300円	70円
		高校生	200円	50円
		中学生以下	150円	30円
	その他の催しに使用するとき。	一般	2,300円	570円
		高校生	1,500円	370円
		中学生以下	1,100円	270円
入場料を徴収する場合	体育に使用する時。	一般	900円	220円
		高校生	600円	150円
		中学生以下	450円	110円
	その他の催しに使用するとき。		3,100円	770円
営利を目的とする場合			7,800円	1,900円

備考 延長使用料に係る使用時間が1時間に満たないときは当該使用時間を1時間とし、延長使用料に係る使用時間に1時間に満たない端数があるときは当該端数を1時間に切り上げる。

別表の2の表中「262円」を「130円」に、「315円」を「150円」に改め、別表の3の表中「157円」を「150円」に改める。

(秋田市雄和体験学習交流施設条例の一部改正)

第4条 秋田市雄和体験学習交流施設条例(平成16年秋田市条例第109号)の一部を次のように改正する。

別表秋田市雄和榊台交流会館の項中「300円」を「200円」に、「360円」を「240円」に改める。

(秋田市スポーツ施設条例の一部改正)

第5条 秋田市スポーツ施設条例(平成16年秋田市条例第117号)の一部を次のように改正する。

別表第2から別表第5までを次のように改める。

別表第2 秋田市立体育館使用料(第4条関係)

区 分				単 位	金 額			
					一 般	高 校 生	中学生以下	
貸切使用	メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	1時間につき	1,500円	1,000円	750円
				全面の3分の2		1,000円	660円	500円
				全面の3分の1		500円	330円	250円
			市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。	全面				2,100円
				全面の3分の2				1,400円
				全面の3分の1				700円
		その他の催しに使用するとき。	全面			4,500円		
			全面の3分の2			3,000円		
			全面の3分の1			1,500円		
		入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。	全面			3,900円	
				全面の3分の2			2,600円	
				全面の3分の1			1,300円	
			その他の催しに使用するとき。	全面			13,500円	
				全面の3分の2			9,000円	
全面の3分の1					4,500円			
営利を目的とする場合			全面			48,600円		
			全面の3分の2			32,400円		

			全面の3分の1					16,200円
サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。			500円	330円	250円	
			市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。					700円
				その他の催しに使用するとき。				
	入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。						1,300円
			その他の催しに使用するとき。					4,500円
営利を目的とする場合								16,200円
多目的ホール	市民が体育に使用する場合			1室1時間につき	400円	260円	200円	
	その他の場合							600円
卓球室	市民が体育に使用する場合				400円	260円	200円	
	その他の場合							600円
会議室	大会議室							300円
	小会議室							150円
個人使用	ジョギングコース			1回につき	100円	70円	50円	
照明設備	メインアリーナ			全点灯の6分の1点灯1時間につき				420円
	サブアリーナ			一式1時間につき				510円
	多目的ホール							100円
	卓球室							100円
冷房設備	メインアリーナ							2,640円
	サブアリーナ							240円
	大会議室							110円
	多目的ホール							120円
	卓球室							120円
暖房設備	メインアリーナ							3,680円
	サブアリーナ							230円
	大会議室							100円
	多目的ホール							110円
	卓球室							110円
音響設備								250円
スポットライト								60円
フットライト								60円
物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき410円、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき200円、館内および附属土地において立ち売りをする場合は1人1日につき200円を徴収する。								

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第3 秋田市立茨島・河辺・雄和・雄和南体育館使用料 (第4条関係)

貸切使用	区 分	単 位	金 額			
			一 般	高 校 生	中学生以下	
	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	500円	330円	250円
			半面(茨島体育館)	250円	160円	120円
			市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等に使用するとき。			700円
	入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。				1,500円
			その他の催しに使用するとき。			1,300円
			その他の催しに使用するとき。			4,500円
営利を目的とする場合					16,200円	

柔道場（茨島体育館）		200円	120円	100円
剣道場（茨島体育館）		200円	120円	100円
トレーニング室（茨島体育館）		160円	100円	80円
小体育館（雄和体育館）		200円	120円	100円
ミーティングルーム（茨島体育館・河辺体育館・雄和南体育館）				50円
照明設備（体育館）	一式1時間			510円
音響設備	につき			250円
物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき410円、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき200円、館内および附属土地において立ち売りをする場合は1人1日につき200円を徴収する。				

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第4 秋田市勝平屋内ゲートボール場使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
貸切使用	一般	1面1時間	300円
	高校生	につき	200円
	中学生以下		150円
照明設備			100円

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第5 秋田市雄和B&G海洋センター使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
個人使用	一般	午前使用	1人につき 150円
		午後使用	150円
	高校生	午前使用	50円
		午後使用	50円

備考

- この表において「午前使用」とは、午前9時から正午までの使用をいう。
- この表において「午後使用」とは、午後1時30分から午後4時30分までの使用をいう。

別表第6の表を次のように改める。

区 分	単 位	金 額			
		一 般	高 校 生	中 学 生 以下	
貸切使用	グラウンド	1時間につき	400円	300円	200円
照明設備	全点灯	1時間	1,200円		
	A点灯	につき	900円		
	B点灯		700円		
	C点灯		200円		

別表第7中「420円」を「400円」に、「315円」を「300円」に、「210円」を「200円」に改める。

別表第8を次のように改める。

別表第8 秋田市スポパークかわべ使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額	
貸切使用	サッカー場	一般	1面1時間	1,500円
		高校生	につき	700円
		中学生以下		500円

多目的広場	一般		400円	
	高校生		300円	
	中学生以下		200円	
個人使用	グラウンド ゴルフ場	一般	1人1日につき	250円
		高校生		150円
		中学生以下		100円

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

別表第10を次のように改める。

別表第10 秋田市雄和花の森テニスコート使用料（第4条関係）

区 分		単 位	金 額
貸切使用	一般	1面1時間	200円
	高校生	につき	130円
	中学生以下		100円
照明設備			260円

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

（秋田市大森山動物園条例の一部改正）

第6条 秋田市大森山動物園条例（平成17年秋田市条例第60号）

の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

区 分	単 位	金 額
個人	1人1回につき	700円
	1人1年間につき	1,200円
団体（20人以上）	1人1回につき	500円

（秋田市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正）

第7条 秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条中「1,000円」を「1,500円」に、「1,500円」を「2,200円」に改める。

（秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部改正）

第8条 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第38条第1号から第6号までの規定中「8,000円」を「10,000円」に改め、同条第7号中「4,000円」を「3,000円」に改める。

（秋田市手数料条例の一部改正）

第9条 秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号中「450円」の次に「（自動交付機（秋田市自動交付機の設置に関する規則（平成15年秋田市規則第34号）第

1条に規定する自動交付機をいう。以下同じ。)により交付する場合にあっては、1通につき350円)を加え、同表第13号、第14号および第19号中「300円」の次に「(自動交付機により交付する場合にあっては、1通につき200円)」を加え、同表中

(22) 固定資産課税台帳に登録されている土地又は家屋に係る価格等、所在、課税標準額、税額等を証明事項とする固定資産税公課証明書の交付	固定資産税公課証明書交付手数料	5筆以内は300円とし、5筆を超え1筆増すごとに140円を加算した額。この場合において、建物は、1棟をもって1筆と計算する。
(23) 固定資産課税台帳に登録されている土地又は家屋に係る価格等、所在等を証明事項とする固定資産税評価証明書の交付	固定資産税評価証明書交付手数料	5筆以内は300円とし、5筆を超え1筆増すごとに140円を加算した額。この場合において、建物は、1棟をもって1筆と計算する。

(22) 固定資産課税台帳に登録されている土地又は家屋に係る価格等、所在、課税標準額、税額等を証明事項とする固定資産税公課証明書の交付	固定資産税公課証明書交付手数料	1枚目にあつては300円、2枚目以降にあつては1枚につき100円。この場合において、1枚に記載する事項は、土地又は家屋ごとに5件以内とする。
(23) 固定資産課税台帳に登録されている土地又は家屋に係る価格等、所在等を証明事項とする固定資産税評価証明書の交付	固定資産税評価証明書交付手数料	1枚目にあつては300円、2枚目以降にあつては1枚につき100円。この場合において、1枚に記載する事項は、土地又は家屋ごとに5件以内とする。

改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 第1条から第6条までの規定による改正後の秋田市都市公園条例、秋田市立赤れんが郷土館条例、秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例、秋田市雄和体験学習交流施設条例、秋田市スポーツ施設条例および秋田市大森山動物園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

秋田市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第24号

秋田市市税条例等の一部を改正する条例

(秋田市市税条例の一部改正)

第1条 秋田市市税条例(昭和25年秋田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第27条の6を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第27条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号および第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号および第3号に掲げる寄附金(同条第3項および租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、当該納税義務者に係る賦課期日現在において市内に事務所を有する法人もしくは団体もしくは当該賦課期日現在において公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条の規定により秋田県知事その他の執行機関の許可を受けている同法第1条に規定する公益信託に対するものを支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第27条の3および前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

第29条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第36条の9第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第37条第6項中「、地方開発事業団」を削る。

第46条第9項および第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第49条第1項、第61条第1項および第75条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第87条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第87条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第85条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第92条の次に次の1条を加える。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第92条の2 鉱産税の納税者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第94条第1項および第122条の4第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第122条の9の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第122条の9の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第134条第2項中「又は第3項」および「又は共同行為」を削る。

第136条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第137条第1項中「第701条の34第7項」を「第701条の34第6項」に改める。

第141条の次に次の1条を加える。

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第141条の2 事業所税の納税義務者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第143条の見出し中「事業所税」を「事業所等の新設等」に改め、同条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

附則第6条の5の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第6条の5の4 第27条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の2第1項、附則第16条第1項、附則第18条第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項又は附則第23条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第27条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第6条の6第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。)」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「(前年の第26条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)」を「法附則第6条第5項に規定する

場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第6条の8の2第4項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

附則第15条の2第3項第2号中「、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4」を「および附則第6条の5の3第1項」に、「、第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第15条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第27条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項および附則第6条の5の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第16条第3項第2号中「、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4」を「および附則第6条の5の3第1項」に、「、第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第16条第1項に規定する土地等に係る事業所等の金額」と、同項前段」を「、第27条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項および附則第6条の5の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条第3項第2号中「、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4」を「および附則第6条の5の3第1項」に、「、第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第18条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第27条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項および附則第6条の5の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計」と」を削る。

附則第21条第5項第2号中「、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4」を「および附則第6条の5の3第1項」に、「、第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第21条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第27条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項および附則第6条の5の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第22条第2項第2号中「、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4」を「および附則第6条の5の3第1項」に、「、第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第22条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第27条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項および附則第6条の5の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第23条の2第2項第2号中「、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4」を「および附則第6条の5の3第1項」に、「、第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第23条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第27条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項および附則第6条の5の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第23条の4第2項第2号中「、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4」を「および附則第6条の5の3第1項」に、「、第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第23条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第27条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項および附則第6条の5の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第6条の5の3第1項および附則第6条の5の4」を「および附則第6条の5の3第1項」に、「、第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第23条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第27条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項および附則第6条の5の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第23条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則に次の1条を加える。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の5の2および附則第6条の5の3の規定の適用については、附則第6条の5の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第6条の5の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

(秋田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秋田市市税条例の一部を改正する条例(平成20年秋田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第8項、附則第15項および附則第20項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 秋田市市税条例の一部を改正する条例(平成20年秋田市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「改正後」を「秋田市市税条例等の一部を改正する条例(平成23年秋田市条例第24号)による改正後」に、「同条第1項第3号中「第41条の18の3」とあるのは、「第41条の18の3」を「同条第1項中「第41条の18の2第1項」とあるのは、「第41条の18の2第1項」に改める。

第4条 秋田市市税条例の一部を改正する条例(平成22年秋田市

条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第1項第3号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第5項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中秋田市市税条例附則第6条の8の2第4項の改正規定 平成23年10月20日
- (2) 第1条中秋田市市税条例附則に1条を加える改正規定 平成24年1月1日
- (3) 第1条中秋田市市税条例第19条第1項の改正規定、第29条の4第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、第36条の9第1項、第49条第1項、第61条第1項および第75条第1項の改正規定、第87条の次に1条を加える改正規定、第92条の次に1条を加える改正規定、第94条第1項および第122条の4第1項の改正規定、第122条の9の次に1条を加える改正規定、第136条第1項の改正規定、第141条の次に1条を加える改正規定ならびに第143条の改正規定ならびに附則第8項の規定 平成24年4月1日
- (4) 第1条中秋田市市税条例附則第6条の6の改正規定および附則第4項の規定 平成25年1月1日
(個人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の秋田市市税条例(以下「新条例」という。)第27条の6の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第1号および第2号に掲げる寄附金ならびに所得税法第78条第2項第2号および第3号に掲げる寄附金(同条第3項および租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、当該納税義務者に係る賦課期日現在において市内に事務所を有する法人もしくは団体又は当該賦課期日現在において公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条の規定により秋田県知事その他の執行機関の許可を受けている同法第1条に規定する公益信託に対するものについて適用する。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成23年12月31日までの間における新条例第27条の6の規定の適用については、同条中「第41条の18の2第1項」とあるのは、「第41条の18の3」とする。

4 新条例附則第6条の6の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の秋田市市税条例(以下「旧条例」という。)附則第6条の6第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第6条の8の2第4項の規定は、平成23年10月20日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の施行

の日から平成23年10月19日までの間に新築された附則第1項第1号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

(秋田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 施行日から平成23年12月31日までの間における改正後の秋田市市税条例の一部を改正する条例(平成20年秋田市条例第33号)附則第2項の規定の適用については、同項中「秋田市市税条例等の一部を改正する条例(平成23年秋田市条例第24号)による改正後」とあるのは「改正後」と、「同条第1項中「第41条の18の2第1項」とあるのは、「第41条の18の2第1項」とあるのは、「同条第1項第3号中「第41条の18の3」とあるのは、「第41条の18の3」とする。

(罰則に関する経過措置)

8 この条例(附則第1項各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為ならびにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税およびこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田市斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第25号

秋田市斎場条例の一部を改正する条例

秋田市斎場条例(昭和31年秋田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「、位置」を「および位置」に改め、同条中「及び」を「および」に改め、同条の表中「秋田市外旭川字山崎213番地」を「秋田市外旭川字山崎537番地」に改める。

第2条を削る。

第3条中「(秋田市雄和火葬場を含む。以下同じ。)」を削り、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(斎場使用料等)

第3条 斎場使用料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の斎場使用料は、使用を許可する際に徴収する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、第1項の斎場使用料を後納させることができる。
- 第4条の前の見出しならびに同条および第5条を削り、第6条を第4条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第3条関係)

区 分		単 位	金 額
13歳以上の者	市民	1体につき	無料
	市民以外		61,000円
13歳未満の者	市民	1体につき	無料
	市民以外		41,000円
妊娠4箇月以上の死胎	市民	1胎につき	無料
	市民以外		21,000円
人体の一部		小柩1個につき	10,000円
妊娠4箇月未満の死胎		1胎につき	10,000円
胞衣その他		1件につき	10,000円

備考

- 1 この表において「市民」とは、死亡時に秋田市に住所を有していた者(死胎にあっては、父又は母が秋田市に住所を有している者)をいう。
- 2 この表において「小柩」とは、長さ90センチメートル、幅40センチメートル、高さ30センチメートル以内の柩をいう。
- 3 この表において「1件」とは、長さ70センチメートル、幅50センチメートル、高さ45センチメートル以内の容器1個をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。(経過措置)
- 2 改正後の秋田市斎場条例第3条および別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る斎場使用料について適用し、同日前の使用に係る斎場使用料については、なお従前の例による。

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第26号

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年秋田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

第4条第4項中「前各項」を「前3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第27号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成4年秋田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第23条の次に次の6条を加える。

(定期収集する家庭廃棄物の排出方法)

第23条の2 占有者は、市が定期的に収集する家庭廃棄物(粗大ごみおよび別に定める資源化物を除く。)を所定の場所に排出す

るときは、市長が別に定めるごみ袋（以下「指定袋」という。）に収納しなければならない。

（指定袋の製造等の登録）

第23条の3 指定袋の製造、卸売又は小売をしようとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、2年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き指定袋の製造、卸売又は小売をしようとする者は、更新の登録を受けなければならない。（登録の申請等）

第23条の4 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が別に定める基準に適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。

3 市長は、前項の登録をしたときは、当該申請者に対し、登録証を交付するものとする。

4 前項の規定により登録証の交付を受けた者は、第23条の7の規定により登録を取り消され、又は登録の効力を停止されたときは、速やかに登録証を市長に返納しなければならない。

（変更の届出）

第23条の5 第23条の3第1項又は第3項の登録を受けた者（以下「登録業者」という。）は、氏名又は名称その他の市長が定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（休止等の届出）

第23条の6 登録業者は、その登録を受けた業務を休止し、もしくは再開し、又は廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（登録の取消し等）

第23条の7 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の効力を停止することができる。

- (1) その登録を受けた業務につき、不正又は著しく不当な行為をしたと認められるとき。
- (2) 前2条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 不正の手段により第23条の3第1項又は第3項の登録を受けたとき。

第32条中「処理施設に搬入された」を削り、「除く」を「除く。以下この条において同じ」に、「をその都度」を「(以下この条および次条において「処理手数料」という。)を」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の3項を加える。

2 家庭ごみ（市が定期的に収集する家庭廃棄物のうち、粗大ごみおよび資源化物以外のものをいう。以下同じ。）に係る処理手数料は、別表第1に掲げる指定袋と引換えに徴収する。

3 市長が指定する処理施設に搬入された一般廃棄物（以下「搬入された一般廃棄物」という。）に係る処理手数料は、その搬入の都度徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

4 既納の処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第32条の次に次の1条を加える。

（家庭ごみに係る処理手数料相当額の使途等）

第32条の2 前条第2項の家庭ごみに係る処理手数料の歳入の総額に相当する額については、当該額のおおむね2分の1の額を

処理施設の整備等の関連事業に要する経費に、その余の額を家庭ごみの減量のための対策事業その他の環境対策事業に要する経費に充てるものとする。

2 市長は、前項の場合において、その予算案の提出および決算の認定の都度、処理手数料の歳入の総額およびその使途の予算額又は決算額の内訳について、市の広報紙、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

別表第1の表を次のように改める。

区 分	単 位	金 額
家庭ごみ（おむつ、刈草、落葉およびせん定枝を除く。）	容量が10リットル相当の指定袋（家庭ごみを収納するものに限る。以下同じ。）1枚につき	10円
	容量が20リットル相当の指定袋1枚につき	20円
	容量が30リットル相当の指定袋1枚につき	30円
	容量が45リットル相当の指定袋1枚につき	45円
搬入された一般廃棄物	10キログラムにつき	112円

別表第1の備考中「一般廃棄物（特定家庭用機器廃棄物ならびにし尿および浄化槽汚泥を除く。）」を「搬入された一般廃棄物」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、附則第3項および附則第4項の規定は、平成23年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物について適用し、同日前に処理した一般廃棄物については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例の規定による市長が別に定めるごみ袋の製造、卸売又は小売に係る申請、登録その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

4 新条例別表第1に掲げる一般廃棄物処理手数料（家庭ごみに係るものに限る。）の徴収は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第28号

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市中央卸売市場業務条例（昭和49年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「生鮮食品等」を「花き」に改める。

第2条の表中「139,520平方メートル」を「3,144平方メートル」に改める。

第3条を次のように改める。

（取扱品目）

第3条 市場の取扱品目の部類は花き部とし、その取扱品目は花きとする。

第4条第3項中「、消費者の食習慣」を削る。

第6条を次のように改める。

(卸売業者の数)

第6条 卸売業者の数は、1とする。

第8条第1項を次のように改める。

前条第1項の保証金の額は、120万円以上800万円以下の金額の範囲内で規則で定める。

第11条に次の1項を加える。

2 保証金には、利息を付さないものとする。

第12条第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第6項を削り、第7項を第6項とする。

第13条第3項中「および第6項」を削る。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第17条を次のように改める。

(仲卸業者の数の最高限度)

第17条 仲卸業者(次条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務(市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)の数の最高限度は、3とする。

第18条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項第2号中「禁錮」を「禁錮」に、「もの又は」を「者又は」に改め、同項を同条第3項とする。

第20条第1項中「仲卸業者の預託すべき」を「前条第1項の」に改め、「、取扱品目の部類ごとに」を削る。

第21条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第1項中「第18条第4項第1号」を「第18条第3項第1号」に、「取消す」を「取り消す」に改める。

第22条第4項および第23条第5項中「第18条第4項」を「第18条第3項」に改める。

第24条第1項第2号を次のように改める。

(2) 第18条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき。

第24条第1項第3号を削る。

第26条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 第1項の承認の有効期間は、当該承認の日から起算して3年とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該有効期間を3年未満とすることができる。

第26条の次に次の1条を加える。

(売買参加者の承認の更新)

第26条の2 前条第1項の承認を受けた者(以下「売買参加者」という。)は、同条第4項に規定する有効期間の満了の日後も引き続き市場において卸売業者から卸売を受けようとする場合は、当該承認の更新を受けなければならない。

2 前項の承認の更新を受けようとする売買参加者は、当該承認の有効期間の満了の日前45日から当該有効期間の満了の日前30日までの間に、承認更新申請書を市長に提出しなければならない。

3 前条第3項(第4号を除く。)の規定は、第1項の承認の更

新について準用する。

第27条第1項中「前条第1項の承認を受けた者(以下「売買参加者」という。以下同じ。)」を「売買参加者」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 第26条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき。

第27条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第28条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「第26条第4項第1号」を「第26条第3項第1号」に、「取消す」を「取り消す」に改める。

第29条第1項第1号中「生鮮食料品等」を「花き」に改める。

第36条第1項第1号を削り、同項第2号中「別表第2」を「別表第1」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項中「および第2号」および「同項第2号に掲げる物品にあっては、同号の」を削り、同条第3項中「第1項第2号および第3号」を「第1項各号」に改め、同条第4項中「第1項第2号」を「第1項第1号」に改め、同条第5項中「第1項第3号」を「第1項第2号」に改める。

第38条第1項ならびに第40条第1項第1号ウ、第2号アおよび第3号、第3項第4号ならびに第4項第4号中「生鮮食料品等」を「花き」に改める。

第41条第1項第3号中「別表第4」を「別表第3」に、「生鮮食料品等」を「花き」に改め、同条第5項第2号中「生鮮食料品等」を「花き」に改め、同条第6項第2号を次のように改める。

(2) 当該取引に係る情報として、当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で規則で定めるものが提供されることが確実であること。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

第45条の2を削る。

第48条第1項中「取扱品目の部類に属する生鮮食料品等」を「花き」に改め、同条第2項中「取扱品目の部類に属する生鮮食料品等」を「花き」に改め、同項第2号および第3号アならびに同条第4項第4号および第5号ならびに第5項中「生鮮食料品等」を「花き」に改める。

第49条第1項中「取扱品目の部類に属する生鮮食料品等」を「花き」に改める。

第55条の2中「、規則で定めるところにより」を削り、「市長に届け出なければならない。」を「作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない。」に改め、同条に後段として次のように加える。

当該書面の内容を変更した場合も、同様とする。

第56条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第58条第3項中「、規則で定めるところにより」を削り、「市長に届け出なければならない」を「作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない」に、「届出」を「書面」に、「変更しようとする」を「変更した」に改め、同条第4項中「届出」を「書面を必要により確認した結果、その内容」に改める。

第61条第1項中「取扱品目の部類および当該」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4

号を第3号とする。

第62条第4項中「市場施設使用料」を「市場使用料」に改める。

第68条の見出しを「(市場使用料等)」に改め、同条第1項中「別表第5」を「別表第4」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「使用料」を「市場使用料」に改める。

第69条の見出しを「(市場使用料の減免)」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に、「使用料」を「市場使用料」に改める。

第73条第2項中「15人以内」を「10人以内」に改め、同条第4項中「前各項」を「前3項」に改める。

第73条の2第2項中「および第36条第1項第2号の規則で定める割合」を「、第36条第1項第1号の規則で定める割合、第38条第1項の規定による販売、第40条第1項第2号の規定による卸売、第41条第1項第3号の規定による卸売、第48条第2項第2号の規定による販売および第49条第1項の規定による販売」に改め、同条第4項中「20人以内」を「10人以内」に改める。

第75条第1項中「は、仲卸業者および関連事業者が、」を「、仲卸業者および関連事業者が」に、「および市長」を「ならびに市長」に改める。

別表第1を削る。

別表第2中(1)の項から(3)の項までを削り、(4)の項を(1)の項とし、同表を別表第1とする。

別表第3中(1)の項から(4)の項までを削り、(5)の項を(1)の項とし、同表を別表第2とする。

別表第4中(1)の項から(4)の項までを削り、(5)の項を(1)の項とし、同表(6)の項中「から(5)」を削り、同項を同表(2)の項とし、同表を別表第3とする。

別表第5卸売業者市場使用料の項中「127円(花き部にあっては、159円)」を「159円」に改め、同表仲卸業者市場使用料の項中「636円(花き部にあっては、795円)」を「795円」に改め、同表買荷保管積込所使用料の項中「133円(花き部にあっては、265円)」を「265円」に改め、同表卸売業者事務所使用料の項および仲卸業者事務所使用料の項中「530円(花き部にあっては、636円)」を「636円」に改め、同表倉庫使用料の項を次のように改める。

倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 795円
-------	--------------------

別表第5冷蔵庫使用料の項、バナナ加工所使用料の項、水産加工所使用料の項、青果共同加工センター使用料の項、事務室使用料の項、駐車場使用料の項、空地使用料の項および運輸施設使用料の項を削り、同表を別表第4とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の秋田市中央卸売市場業務条例(以下「旧条例」という。)又は旧条例に基づく規則によってした処分、手続その他の行為は、改正後の秋田市中央卸売市場業務条例(以下「新条例」という。)又は新条例に基づく規則中にこれに相当する規定があるときは、新条例又は新条例に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第26条第1項の規定による売買参加者の承認を受けている者に係る新条例第26条第4項の承認の有効期間は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して3年とする。

4 新条例別表第4の規定は、施行日以後の市場施設の使用に係る市場使用料について適用し、施行日前の市場施設の使用に係る市場使用料については、なお従前の例による。

秋田市公設地方卸売市場業務条例をここに公布する。

平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第29号

秋田市公設地方卸売市場業務条例

目次

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者(第6条-第11条)

第2節 仲卸業者(第12条-第20条)

第3節 売買参加者(第21条-第24条)

第4節 関連事業者(第25条-第30条)

第3章 売買取引および決済の方法(第31条-第45条)

第4章 卸売の業務に関する品質管理(第46条)

第5章 市場施設の使用(第47条-第54条)

第6章 監督(第55条-第57条)

第7章 市場運営協議会および市場取引委員会(第58条・第59条)

第8章 雑則(第60条-第69条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市が設置する公設地方卸売市場(以下「市場」という。)に係る卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)第56条第2項および秋田県卸売市場条例(昭和46年秋田県条例第71号。以下「県条例」という。)第3条に規定する事項ならびに施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化ならびにその生産および流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

(市場の名称、位置および面積)

第2条 市場の名称、位置および面積は、次のとおりとする。

名 称	位 置	面 積
秋田市公設地方卸売市場	秋田市外旭川字待合28番地	136,376平方メートル

(取扱品目)

第3条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる部類ごとに、それぞれ当該各号に掲げる物品とする。

(1) 青果部 野菜、果実およびこれらの加工品ならびに規則で定めるその他の加工食料品

(2) 水産物部 生鮮水産物およびその加工品ならびに規則で定めるその他の加工食料品

2 取扱物品が前項各号に掲げる部類のいずれに属するかについて疑義があるときは、市長がその所属を決定する。

(開場の期日)

第4条 市場は、日曜日(1月5日および12月27日から同月30日までの日曜日を除く。)、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日ならびに1月2日から同月4日までおよび12月31日(以下これらの日を「休日」という。)を除き、毎日開場するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者および消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは休日以外の日に開場しないことができる。

3 市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととする場合には、取扱品目に係る生産および出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購買慣習等を十分考慮するものとする。

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、午前2時から午後3時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業者（法第58条第1項の規定により秋田県知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻および販売終了時刻は、前項に規定する開場の時間の範囲内で規則で定める。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の数の最高限度)

第6条 卸売業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 青果部 2
- (2) 水産物部 2

(保証金の預託)

第7条 卸売業者は、秋田県知事から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第8条 前条第1項の保証金は現金とし、その額は200万円以上1,000万円以下の金額の範囲内で規則で定める。

(保証金の追加預託)

第9条 第7条第1項の保証金について、差押え、仮差押え又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押えがあったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

(保証金の充当)

第10条 市長は、卸売業者が市場使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の先だって弁済を受ける権利に優先して、第7条第1項の保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した第7条第1項の保証金について、他の債権者に先だって弁済を受ける権利を有するものとする。

(保証金の返還)

第11条 第7条第1項の保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

2 第7条第1項の保証金には、利息を付さないものとする。

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数の最高限度)

第12条 仲卸業者（次条第1項の規定により市長の承認を受けて仲卸しの業務（市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 青果部 7
- (2) 水産物部 6

(仲卸業務の承認)

第13条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、前条各号に掲げる取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称および住所
- (2) 商号
- (3) 法人にあっては、資本金又は出資の額および役員の氏名
- (4) 承認を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目

4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が市場の仲卸しの業務の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者もしくは仲卸業者の役員もしくは使用人であるとき。
- (5) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるとき。
- (6) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (7) その承認をすることによって仲卸業者の数が前条各号に定める最高限度を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第14条 仲卸業者は、市長から前条第1項の承認を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはならない。

(保証金の額)

第15条 前条第1項の保証金は現金とし、その額は取扱品目の部類ごとに10万円以上50万円以下の範囲内において規則で定める。

2 第9条から第11条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(仲卸業務の承認の取消し)

第16条 市長は、仲卸業者が第13条第4項第1号、第2号、第4号もしくは第5号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、

その承認を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに第13条第1項の承認の通知を受けた日から起算して1月以内に第14条第1項の保証金を預託しないとき。
 - (2) 正当な理由がないのに第13条第1項の承認の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
 - (3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。
 - (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。
- 3 前項の規定による承認の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(仲卸業者の事業の譲渡しおよび譲受けならびに合併および分割)

第17条 仲卸業者が事業（市場における仲卸しの業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人および譲受人が譲渡しおよび譲受けについて市長の承認を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者である法人の合併の場合（仲卸業者である法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の承認を受けたときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 第13条第4項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において、第13条第4項中「第1項」とあるのは「第17条第1項又は第2項」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人もしくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(仲卸しの業務の相続)

第18条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認があった旨又はその承認をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第13条第1項の承認は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

5 第13条第4項の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、第13条第4項中「第1項」とあるのは「第18条第1項」と読み替えるものとする。

6 第1項の承認を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。

(名称変更等の届出)

第19条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第13条第3項第1号から第3号までに掲げる事項に変更が

あったとき。

- (2) 仲卸しの業務を開始し、休止し、もしくは再開し、又は廃止したとき。
- 2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第20条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる日現在において作成した事業報告書を、その日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日
- (2) 個人である仲卸業者 毎年12月31日

第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第21条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称および住所
- (2) 商号
- (3) 法人にあっては、資本金又は出資の額および役員の名
- (4) 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類

4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

- (1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識および経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (3) 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する卸売業者もしくは仲卸業者又は卸売業者もしくは仲卸業者の役員もしくは使用人であるとき。
- (4) 申請者が第24条又は第57条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しないものであるとき。

5 第1項の承認の有効期間は、当該承認の日から起算して3年とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該有効期間を3年未満とすることができる。

(売買参加者の承認の更新)

第22条 前条第1項の承認を受けた者（以下「売買参加者」という。）は、同条第5項に規定する有効期間の満了の日後も引き続き市場において卸売業者から卸売を受けようとする場合は、当該承認の更新を受けなければならない。

2 前項の承認の更新を受けようとする売買参加者は、当該承認の有効期間の満了の日前45日から当該有効期間の満了の日前30日までの間に、承認更新申請書を市長に提出しなければならない。

3 前条第4項（第4号を除く。）の規定は、第1項の承認の更新について準用する。

(名称変更等の届出)

第23条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第21条第3項第1号から第3号までに掲げる事項に変更が

あったとき。

(2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(売買参加者の承認の取消し)

第24条 市長は、売買参加者が第21条第4項第1号又は第3号に該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

第4節 関連事業者

(関連事業の承認)

第25条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。第37条において同じ。）その他市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを承認することができる。

(1) 第3条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者

(2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者

2 前項の規定による承認を受けて市場内において営業しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称および住所

(2) 商号

(3) 法人にあっては、資本金又は出資の額および役員の氏名

(4) 承認を受けて営もうとする営業の種類および内容

(承認の基準)

第26条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。

(3) 第28条又は第57条第4項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 業務を適確に遂行するのに必要な知識および経験又は資力信用を有しない者であるとき。

2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて同項の承認の申請をした者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しないと認めるときは、承認しないものとする。

(保証金)

第27条 第1種関連事業又は第2種関連事業の承認を受けた者（以下「関連事業者」という。）は、第25条第1項の規定による承認を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 関連事業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。

3 第1項の保証金は現金とし、その額は市場使用料の月額額の6倍に相当する額の範囲内において規則で定める。

4 第9条から第11条までの規定は、第1項の保証金について準用する。

(承認の取消し等)

第28条 市長は、第1種関連事業の承認を受けた者が第26条第1項第1号又は第2号に該当することとなったとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第25条第1項の規定による承認を取り消すものとする。

2 市長は、第2種関連事業の承認を受けた者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなったと認めるときは、第25条第1項の規定による承認を取り消すものとする。

3 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の規定による承認を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第25条第1項の規定による承認の通知を受けた日から起算して1月以内に前条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第25条第1項の規定による承認の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(関連事業の規制等)

第29条 市長は、第1種関連事業および第2種関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示等を行うことができる。

2 市長は、監督上特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は財産に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(準用)

第30条 第19条の規定は、関連事業者について準用する。

2 第20条の規定は、第1種関連事業者について準用する。

第3章 売買取引および決済の方法

(売買取引の原則)

第31条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第32条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売もしくは入札の方法又は相対取引によらなければならない。

2 卸売業者は、次に掲げる場合であって市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

3 卸売業者は、取り扱う物品の販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(差別的取扱いの禁止等)

第33条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者もしくは売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった

場合には、その申込みが県条例第16条の規定により秋田県知事の承認を受けた受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第34条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者および売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、市長が仲卸業者および売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。

ア 市場における入荷量が著しく多い場合又は市場に出荷された物品が仲卸業者および売買参加者にとって品目もしくは品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

イ 仲卸業者および売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合

ウ 他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売の業務を行う者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限り。）および入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、秋田市公設地方卸売市場取引委員会の審議を経て当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

(3) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合もしくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。以下同じ。）および食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限および卸売の実施期間（1年以上1年未満のものに限る。）が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

2 前項第1号の規定による許可を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申

請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の名称

(2) 仲卸業者および売買参加者以外の者へ卸売をしようとする物品の品目、産地、数量および出荷者ならびに卸売の相手方

(3) 仲卸業者および売買参加者以外の者へ卸売をしなければならない理由

3 第1項第2号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に他の卸売市場において卸売の業務を行う者と締結した卸売の業務の連携に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。承認を受けた内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 申請者の名称

(2) 連携に関する契約の相手方の卸売市場の名称および卸売の業務を行う者の名称

(3) 他の卸売市場において卸売の相手方となる者の氏名又は名称

(4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目

(5) 当該卸売による卸売の数量の上限

(6) 実施期間

(7) 入荷量が著しく減少した場合の措置

(8) 当該卸売をしなければならない理由

4 第1項第3号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等および食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。承認を受けた内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 申請者の名称

(2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称および住所

(3) 販売と相手方となる者の氏名又は名称および住所

(4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目

(5) 当該卸売による卸売の数量の上限

(6) 実施期間

(7) 国内産の農林水産物を利用した新商品の内容

(8) 当該卸売をしなければならない理由

5 第1項第1号の規定による許可を受けた卸売業者は、その許可に係る物品の卸売をしたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

6 第1項第2号イ又は第3号イの承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売の数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。

(販売前における受託物品の検収)

第35条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実にし、当該受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会ってその了承を得られたときは、この限りでない。

(仲卸業者の業務の規則)

第36条 仲卸業者は、市場内においては、その承認に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、市場内においては、その承認に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れて

販売してはならない。ただし、その承認に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等で当該市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りではない。

- (1) 仲卸業者が、規則で定めるところにより、市長の許可を受けていること。
 - (2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）および入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。
 - イ 卸売業者が、第34条第1項第2号イの市長の承認を受けていること。
 - (3) 仲卸業者が、農林漁業者等および食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限および買入れの実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。
 - イ 仲卸業者が、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。
- 3 前項第1号の許可を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名又は名称
 - (2) 買い入れて販売しようとする物品の品目および買入れの相手方
 - (3) 卸売業者から買い入れることが困難な事情
- 4 第2項第3号イの規定による承認を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等および食品製造業者等と締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。承認を受けた内容を変更しようとする場合も、同様とする。
- (1) 申請者の氏名又は名称
 - (2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称および住所
 - (3) 販売の相手方となる者の氏名又は名称および住所
 - (4) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目
 - (5) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限
 - (6) 実施期間
 - (7) 新たな国内産の農林水産物に供給による需要の開拓の内容
 - (8) 当該買入れをしななければならない理由
- 5 市長が第2項第1号の許可をするかどうかの決定は、当該生鮮食料品等に関する取引の状況、市場の卸売業者から買い入れることが困難な事情等につき調査して行うものとする。
- 6 第2項第1号の許可を受けた仲卸業者は、その許可に係る物

品の全部を販売したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- 7 第2項第2号イ又は第3号イの契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買入れた品目の販売の数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。

（売買取引の制限）

第37条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直しもしくは再入札を命ずることができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。
- (2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

- (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。
- (2) 買受代金の支払を怠ったとき。

（衛生上有害な物品の売買禁止）

第38条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

（卸売予定数量等の報告）

第39条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量および主要な産地を市長に報告しなければならない。

- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品
- (2) 相対取引により当日卸売をする物品（次号に掲げる物品を除く。）
- (3) 第34条第1項第1号の規定により市長の許可を受けて当日卸売をする物品（同号イに係るものを除く。）ならびに同項第2号および第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量および主要な産地ならびに高値、中値および安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。

- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品
- (2) 相対取引により当日卸売をした物品（次号に掲げる物品を除く。）
- (3) 第34条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品

（開設者による卸売予定数量等の公表）

第40条 市長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量およびその主要な産地ならびに前開場日に卸売された主要な品目の数量およびその卸売価格を市場内の卸売場に掲示するものとする。

2 市長は、卸売業者から前条第2項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、当日卸売された物品について売買取引の方法ごとに品目ごとの数量、主要な産地および卸売価格を公表するものとする。この場合において、卸売価格については、高値、中値および安値に区分してするものとす

る。

(仕切りおよび送金)

第41条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売もしくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額および当該合計額の100分の5に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第44条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額および当該合計額の100分の5に相当する金額）、控除すべき委託手数料および当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額および地方消費税額を含む。）ならびに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書および売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合は、その特約の期日までに送付しなければならない。

2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、前項で定める事項を正確に記載しなければならない。

(委託手数料の率)

第42条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、卸売金額に卸売業者が定める率を乗じて得た金額とする。

2 卸売業者は、前項に規定する委託手数料の率を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 第1項に規定する委託手数料の率は、規則で定める取扱品目ごとに定めるものとする。

4 卸売業者は、第1項に規定する委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

5 市長は、第1項に規定する委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に当該委託手数料の率の変更を命ずることができる。

(買受代金の即時支払義務)

第43条 仲卸業者および売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者および売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその100分の5に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。

(卸売代金の変更の禁止)

第44条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

(完納奨励金の交付)

第45条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出

しなければならない。

(1) 申請者の名称

(2) 完納奨励金を交付しようとする相手方の氏名又は名称および住所

(3) 完納奨励金を交付する基準

(4) 完納奨励金を交付する理由

3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

第4章 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第46条 市長は、取扱品目の部類および当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を規則で定めなければならない。

(1) 施設の取扱品目

(2) 施設の設定温度および温度管理に関する事項

(3) 品質管理の責任者の設置および責務に関する事項

(4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

第5章 市場施設の使用

(市場施設の使用の指定等)

第47条 卸売業者、仲卸業者および関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地および建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。

3 前項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。

4 前項の保証金は現金とし、その額は市場使用料の月額額の6倍に相当する額の範囲内において規則で定める。

5 第9条から第11条までの規定は、第3項の保証金について準用する。

(用途変更、転貸等の禁止)

第48条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該市場施設の用途を変更し、又は当該市場施設の全部もしくは一部を転貸し、もしくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第49条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設において建築、造作、模様替その他市場施設の原状に変更を加える行為をしてはならない。

2 使用者が市長の承認を受けて、市場施設において建築、造作、模様替その他市場施設の原状に変更を加える行為をしたときは、市長は、使用者に対し、返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第50条 使用者の死亡、解散もしくは廃業又は業務の許可の取消しその他の理由により市場施設を使用する資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長が指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定又は許可の取消しその他の規則)

第51条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定もしくは許可の全部もしくは一部を取り消し、又は使用の制限もしくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(補修命令)

第52条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対して、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(市場使用料等)

第53条 市場使用料(消費税額および地方消費税額を含む。以下同じ。)は月単位で徴収するものとし、その額は別表の金額の範囲内で規則で定める。ただし、同表の駐車場使用料については、1年分を一括して徴収することができる。

2 市場において使用する電気、ガス、水道等の費用で市長が指定するものは、使用者の負担とする。

3 使用者は、使用の指定又は許可を受けた市場施設を使用しない場合であっても市場使用料を納付しなければならない。

(市場使用料の減免)

第54条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市場使用料を減免することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により、市場施設を使用できないとき。

(2) 使用者が国又は公共団体であるとき。

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

第6章 監督

(報告および検査)

第55条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務もしくは財産に関し報告もしくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務もしくは財産の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第56条 市長は、市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第57条 市長は、卸売業者がこの条例もしくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万

円以下の過料を科し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、仲卸業者がこの条例もしくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第13条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、売買参加者がこの条例もしくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第21条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

4 市長は、関連事業者がこの条例もしくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、第25条第1項の規定による承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその承認に係る業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

5 市長は、第47条第2項の規定により市場施設を使用している者が、この条例もしくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、1万円以下の過料を科し、その許可の全部もしくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

6 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例もしくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

7 第16条第3項の規定は、前各項の規定による取消しの処分について準用する。

第7章 市場運営協議会および市場取引委員会

(市場運営協議会の設置)

第58条 市場の業務の運営に関し必要な事項を調査審議するため、秋田市公設地方卸売市場運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 協議会の委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市場取引委員会の設置)

第59条 市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、秋田市公設地方卸売市場取引委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、県条例第3条第3号から第7号までに掲げる事項の変更、第34条第1項第2号の規定による卸売および第36条第2項第2号の規定による販売に関し、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、市長に意見を述べるることができる。

4 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 5 委員会の委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者および学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 委員会の委員は、非常勤とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

(卸売業務の代行)

第60条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいないとき、又は他の卸売業者に行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。

3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいない場合又は不明な場合について準用する。

(無許可営業の禁止)

第61条 卸売業者、仲卸業者および関連事業者がそれぞれの許可又は承認を受けた業務を行う場合ならびに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入等に対する指示)

第62条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出および場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出および場内の運搬を禁止することができる。

(市場の秩序の保持等)

第63条 市場への入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(清潔の保持)

第64条 使用者は、常に市場施設を清掃し、その清潔を保持しなければならない。

2 市長は、市長の清潔の保持を図るため必要があると認めるときは、使用者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(許可等の制限又は条件)

第65条 この条例の規定による許可、承認又は指名には、制限又は条件を付することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(指定管理者)

第66条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市場の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第67条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻および販売終了時刻に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、市場の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第68条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 仲卸業者、売買参加者および関連事業者に係る承認の申請等に関すること。
- (2) 仲卸業者、売買参加者および関連事業者の名称変更等の届出に関すること。
- (3) 売買取引に係る承認等に関すること。
- (4) 市場施設の使用の指定および許可ならびに使用の取消しに関すること。
- (5) 市場施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が市場の管理運営上必要と認める業務

(委任)

第69条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に秋田市中央卸売市場業務条例（昭和49年秋田市条例第28号。以下「中央卸売市場条例」という。）又は中央卸売市場条例に基づく規則によってした処分、手続その他の行為は、この条例又はこの条例に基づく規則中にこれに相当する規定があるときは、この条例又はこの条例に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に中央卸売市場条例第7条第1項、第19条第1項、第31条第1項又は第62条第3項の規定により保証金の預託をしている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、この条例第7条第1項、第14条第1項、第27条第1項又は第47条第3項の規定による保証金の預託をした者とみなす。

4 この条例の施行の際現に中央卸売市場条例第18条第1項の規定による仲卸業務の許可を受けている者は、施行日に、この条例第13条第1項の規定による仲卸業務の承認を受けた者とみなす。

5 この条例の施行前に中央卸売市場条例第18条第4項第2号もしくは第3号又は第30条第1項第2号に該当する者に係るこの条例第13条第4項第2号もしくは第3号又は第26条第1項第2号の規定の適用については、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年」とする。

6 この条例の施行の際現に中央卸売市場条例第26条第1項の規定による売買参加者の承認を受けている者は、施行日に、この条例第21条第1項の規定による売買参加者の承認を受けた者とみなす。

7 この条例の施行の際現に中央卸売市場条例第29条第1項の規定による関連事業の許可を受けている者は、施行日に、この条例第25条第1項の規定による関連事業の承認を受けた者とみなす。

別表（第53条関係）

種 別	金 額
卸売業者市場使用料	卸売金額の1000分の4に相当する額および卸売場の面積1平方メートルにつき月額127円
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第36条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買入れた物品の販売金額（消費税額および地方消費税額を含む。）の1000分の4および仲卸売場の面積1平方メートルにつき月額636円
買荷保管積込所使用料	1平方メートルにつき月額133円
関連事業者市場使用料	1平方メートルにつき月額1,272円
卸売業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額530円
仲卸業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額530円
倉庫使用料	1平方メートルにつき月額636円
水産加工所使用料	1平方メートルにつき月額636円
青果共同加工センター使用料	1平方メートルにつき月額636円
事務室使用料	1平方メートルにつき月額318円
会議室使用料	1回（3時間以内）につき530円
駐車場使用料	1平方メートルにつき月額50円
空地使用料	1平方メートルにつき月額32円
電話設備使用料	1基につき月額477円
暖房使用料	1平方メートルにつき月額64円
運輸施設使用料	1平方メートルにつき月額424円

備考 卸売金額および販売金額に係る市場使用料以外の市場使用料については、消費税額および地方消費税額を別途徴収するものとする。

秋田市にぎわい交流館条例をここに公布する。

平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第30号

秋田市にぎわい交流館条例

（設置）

第1条 本市の中心市街地に活力やにぎわいをもたらすための交流の拠点として、世代を超えて多くの人々が集うことができる場を創出し、もって地域の活性化を図るため、秋田市にぎわい交流館（以下「交流館」という。）を秋田市中通一丁目4番1号に設置する。

（利用の許可）

第2条 別表第1に掲げる交流館の施設を専用して利用しようとする者ならびに別表第2および別表第3に掲げる交流館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、交流館の管理上必要な条件を付することができる。

（利用者の資格）

第3条 別表第3に掲げる交流館の施設を利用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 交流館の設置目的に照らし適切な内容の業務を営むことができる技術的能力および経理的基礎を有する者であること。
- (2) この条例ならびに第15条および第17条の規定により定められる規則ならびにその規則の委任により定められる交流館の管理運営に関する事項に合致するように業務を営むことが可能な者であること。

（利用料金）

第4条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「専用利用者」という。）は、交流館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第14条の規定により交流館の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内とする。

（利用料金の收受）

第5条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

（利用料金の承認）

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金（別表第3に掲げる交流館の施設の利用料金を除く。）を交流館において公衆の見やすいように掲示しておかななければならない。

（利用料金の減免）

第7条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の不還付）

第8条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用の制限等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交流館の利用を制限し、もしくは停止し、又は利用の許可を取り消し、もしくは利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 利用の許可条件に違反したとき。
- (4) 不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用させることを不相当と認めるとき。

2 前項の規定に該当する場合のほか、市長は、別表第3に掲げる交流館の施設を利用する者が第3条各号に掲げる条件を具備しなくなったときは、その利用を制限し、もしくは停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

（目的外利用等の禁止）

第10条 専用利用者は、許可を受けた目的以外に交流館の施設を

利用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。
(特別の設備等の許可)

第11条 専用利用者は、交流館の施設の利用に当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 交流館を利用する者は、その利用を終えたとき、又は第9条第1項もしくは第2項の規定により利用を停止されたとき、もしくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 交流館を利用する者は、その施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第14条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、交流館の管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、交流館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交流館におけるにぎわい創出に寄与する催しの企画および運営に関すること。
- (2) 交流館の利用の許可に関すること。
- (3) 交流館の利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。
- (4) 交流館の利用に係る特別の設備の許可および既存の設備の変更の許可に関すること。
- (5) 交流館の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が交流館の管理運営上必要と認める業務

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第1 にぎわい広場の利用料金(第2条、第4条関係)

施設	利 用 料 金			
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時30分から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時30分から午後12時まで
にぎわい広場	3,300円	3,300円	2,800円	2,300円

備考

- 1 この表に定める利用時間の区分を超えて引き続き利用する場合の利用料金の額は、それぞれの区分の利用料金の額を合算した額とする。
- 2 専用利用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として利用する場合の利用料金の額は、この表の規定に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。

別表第2 展示ホール等の利用料金(第2条、第4条関係)

施設	利 用 料 金			
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時30分から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時30分から午後12時まで
展示ホール	14,000円	14,000円	12,000円	10,000円
アート工房1	2,600円	2,600円	2,300円	1,900円
アート工房2	2,400円	2,400円	2,100円	1,700円
多目的ホール	14,000円	14,000円	12,000円	10,000円
多目的室1	1時間につき810円			
多目的室2	1時間につき210円			
多目的室3	1時間につき220円			
多目的室4	1時間につき460円			
多目的室5	1時間につき470円			
ピアノ練習室	1時間につき210円			
研修室1	3,800円	3,800円	3,300円	2,700円
研修室2	2,200円	2,200円	1,800円	1,500円
研修室3	1,400円	1,400円	1,200円	1,000円
研修室4	1,200円	1,200円	1,000円	900円
研修室5	1,400円	1,400円	1,200円	1,000円
研修室6	1,400円	1,400円	1,200円	1,000円
和室1	450円	450円	390円	320円
和室2	450円	450円	390円	320円
和室3	240円	240円	210円	170円

備考

- 1 この表に定める施設(1時間当たりの利用料金の額が定められているものを除く。)の利用時間の区分を超えて引き続き利用する場合の利用料金の額は、それぞれの区分の利用料金の額を合算した額とする。
- 2 1時間当たりの利用料金の額が定められている施設の利用時間が1時間に満たない場合は当該利用時間を1時間とし、利用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。
- 3 専用利用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として利用する場合の利用料金の額は、この表の規定に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。

別表第3 飲食店舗の利用料金(第2条-第4条関係)

施設	利 用 料 金	
	区分	単 位 金 額
飲食店舗	基本料金	特定店舗面積1平方メートル1月につき 2,400円
	加算料金	1月につき 当該月の売上高に100分の5を乗じて得た額

備考

- 1 この表において「特定店舗面積」とは、ちゅう房の面積に100分の250を乗じて得た面積をいう。
- 2 飲食店舗の利用料金の額は、基本料金の額に加算料金の額を加えて得た額とする。
- 3 利用期間が1月に満たない場合の基本料金は、日割りをもって計算する。

4 飲食店舗の利用に係る光熱水費は、専用利用者の負担とする。

秋田市中通一丁目自動車駐車場条例をここに公布する。
平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第31号

秋田市中通一丁目自動車駐車場条例
(設置)

第1条 本市の中心市街地における駐車需要に対応することにより、円滑な道路交通の確保を図るため、秋田市中通一丁目自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を秋田市中通一丁目4番3号に設置する。

(供用時間)

第2条 駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(供用の休止)

第3条 市長は、駐車場の補修その他管理上の必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(定期利用)

第4条 市長は、駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）のうち、中通一丁目地区第一種市街地再開発事業により整備された居住の用に供する施設の入居者その他特に必要と認める者に対し、特定の駐車場所を指定して、1箇月を単位とする規則で定める期間の駐車場の利用（以下「定期利用」という。）をさせることができる。

2 定期利用をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第5条 利用者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第14条の規定により駐車場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内とする。

3 利用料金は、前条第2項の許可を受ける者（以下「定期利用者」という。）にあっては許可の際に、定期利用者以外の利用者（以下「一般利用者」という。）にあっては出場の際に支払わなければならない。

(利用料金の收受)

第6条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

(利用料金の承認)

第7条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金を駐車場において公衆の見やすいように掲示しておかななければならない。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、その利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第9条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車拒否)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上、駐車させることができない自動車を駐車させようとする場合
- (2) 人体に危害を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車させようとする場合
- (3) 駐車場の施設又は設備を損傷するおそれのある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障がある場合

(行為の制限)

第11条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設もしくは設備又は駐車中の他の自動車を汚損し、又は毀損すること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障をきたすおそれのある行為をすること。

(盗難等に対する免責)

第12条 市長は、駐車場内における自動車の盗難、損傷その他の利用者の責めに帰すべき理由により、利用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(損害賠償の義務)

第13条 駐車場の施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第14条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、駐車場の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、定期利用に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて、駐車場の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 定期利用の許可に関すること。
- (2) 駐車の拒否および行為の制限に関すること。
- (3) 駐車場の施設、設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が駐車場の管理運営上必要と認める業務

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	単 位	金 額
定期利用者	1台1月につき	15,000円（屋上駐車場にあっては、13,000円）

一般利用者	1台1時間につき	100円（利用時間が30分を超えない場合にあっては、無料）
-------	----------	-------------------------------

備考 一般利用者の利用時間が30分を超え1時間に満たない場合は当該利用時間を1時間とし、利用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第32号

秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「血液・腎臓^{じん}内科」を「血液・腎臓内科」に、「脳神経外科」を「脳神経外科 乳腺・内分泌外科」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第33号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表秋田市立山谷小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

規 則

秋田市河辺墓地条例施行規則および秋田市北部墓地条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第34号

秋田市河辺墓地条例施行規則および秋田市北部墓地条例施行規則の一部を改正する規則

（秋田市河辺墓地条例施行規則の一部改正）

第1条 秋田市河辺墓地条例施行規則（平成16年秋田市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（使用の決定）

第3条 市長は、前条の規定による申請の順序により、墓地の永代使用（以下「使用」という。）をさせる者を決定するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、公開抽せんにより決定するものとする。

（秋田市北部墓地条例施行規則の一部改正）

第2条 秋田市北部墓地条例施行規則（平成23年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（使用の決定）

第3条 市長は、前条の規定による申請の順序により、墓地の永代使用（以下「使用」という。）をさせる者を決定するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、公開抽せんにより決定するものとする。

附 則

この規則は、平成23年9月21日から施行する。

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第35号

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市市税条例施行規則（平成10年秋田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第75条」の次に「、第87条の2、第92条の2」を加え、「第136条」を「第122条の9の2、第136条、第141条の2」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

秋田市斎場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

秋田市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市斎場条例施行規則（昭和31年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第4条」に改める。

第4条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

（焼骨の引取り）

第6条 条例第2条の規定により使用の許可を受けた者は、速やかに焼骨を引き取らなければならない。

第3条中「第3条」を「第2条」に改め、同条を第5条とする。

第2条中「第3条」を「第2条」に改め、「（秋田市雄和火葬場を含む。）」を削り、「死産児」を「妊娠4箇月以上の死胎」に改め、同条を第4条とし、同条の前に次の2条を加える。

（火葬時刻）

第2条 斎場の火葬時刻は、午前10時、午前11時、午後1時、午後2時および午後3時とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（休場日）

第3条 斎場の休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休場日を設けることができる。

(1) 1月1日

(2) 6月および10月の第2火曜日

附 則

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第37号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則（平成5年秋田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の4条を加える。

（登録の申請）

第2条の2 条例第23条の4第1項の規定により登録を申請しようとするときは、登録申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

- ア 住民票の写し
イ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書および破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

(2) 申請者が法人である場合は、定款および登記事項証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（登録証）

第2条の3 条例第23条の4第3項の登録証は、指定袋製造登録証、指定袋卸売登録証および指定袋小売登録証とする。

（登録事項の変更の届出）

第2条の4 条例第23条の5の規定により変更の届出をしようとするときは、登録事項変更届出書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（登録業務の休止等の届出）

第2条の5 条例第23条の6の規定により休止もしくは再開又は廃止の届出をしようとするときは、登録業務休止・再開・廃止届出書を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第38号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第8条診療局の項内科診療部の項中「血液・腎臓内科」を「血液・腎臓内科」に改め、同条診療局の項外科診療部の項中「脳神経外科」を「脳神経外科 乳腺・内分泌外科」に、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める。

第19条診療局の項内科診療部の項中「血液・腎臓内科」を「血液・腎臓内科」に改め、同条診療局の項外科診療部の項中「脳神経外科」の次に、「乳腺・内分泌外科」を加え、「耳鼻いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第226号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 9月 1日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成22年度市税督促状

平成23年度市税督促状

秋田市告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年 9月 5日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 指定年月日. Rows include ヘルパーステーションあかり, ケアプランセンターあかり, 榎山小規模多機能型居宅介護事業所, ショートステイ牛島, ショートステイだんだん.

2 廃止

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 廃止年月日. Row includes 秋田市社協居宅介護支援せせらぎ事業所.

秋田市告示第228号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 9月 6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市大平台四丁目8番地12
藤本 敏昭
- 2 送達する書類名
交付要求通知書 1通

秋田市告示第229号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年9月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
藤本 敏昭 秋田市大平台四丁目8番地12
- 2 送達する書類
交付要求通知書

秋田市告示第230号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年9月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市飯島新町二丁目18番10号 吉敷 公夫
- 2 送達する書類名
交付要求通知書 1通

秋田市告示第231号

次の納期限変更告知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納期限変更告知書は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年9月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市飯島新町二丁目18番10号 吉敷 公夫
- 2 送達する書類名
納期限変更告知書 1通

秋田市告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年9月9日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
あきた駅前内科・ 外科クリニック	秋田市千秋久保田町3番15 号 三宅ビル2F	平成23年 8月1日
池 田 薬 局 東 通 り 店	秋田市東通一丁目25番19号	平成23年 8月1日
みんなの薬局 山 王 店	秋田市山王中園町3番3号	平成23年 8月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
みんなの薬局 山 王	秋田市山王中園町3番3号	平成23年 7月31日

秋田市告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年9月9日

秋田市長 穂 積 志

1 変更

名 称	変更事項（名称）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
株 式 会 社 フ レ ア ス	株式会社ふれあ い在宅マッ サージ	株式会社フレア ス	平成23年 7月1日

2 廃止

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止 年月日
鎌田 富一	あけぼの治療 院	秋田市広面字礎83 番地3 101号	平成22年 9月30日

秋田市告示第234号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年9月9日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

土崎港壹騎町二区町内会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理

- (4) 住民相互の親睦及び子供会等の世話
- (5) その他目的を達成するために必要なこと。

3 区域

本会の区域は、秋田市土崎港中央五丁目及び中央六丁目のうち、別表に定める区域に住所を有する者をもって構成する。

別表

町 内	街区	番 号
中央五丁目	1番	2号から6号まで、41号から53号まで
中央六丁目	13番	全域
	14番	全域
	15番	全域

4 主たる事務所

事務所を秋田市土崎港中央六丁目14番17号に置く。

5 代表者の氏名及び住所

藤 田 武 典

秋田市土崎港中央六丁目13番12号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日

平成23年9月9日

秋田市告示第235号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成23年9月12日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 32台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成23年8月2日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成23年9月26日から平成24年3月26日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第236号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年9月13日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市手形字中谷地1番地1 長谷川 光 之

秋田市御所野元町四丁目13番13号 王 建 明

2 送達すべき書類の名称

平成23年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第237号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年9月13日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成18年度、平成22年度および平成23年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第238号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成23年9月14日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
柴田敬一	中通総合病院	神経内科	肢体不自由 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害
戸田 洋	中通総合病院	呼吸器外科	呼吸器機能障害

松田雅純	秋田大学医学部附属病院	神経内科	肢体不自由 平衡機能障害 音声・言語機能障害
大川 聡	秋田大学医学部附属病院	神経内科	音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由

秋田市告示第239号

秋田市屋外広告物条例（平成8年秋田市条例第42号）第4条第1項第7号および第8号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を提出する物件の設置を禁止する地域を次のとおり指定したので、同条例第18条の規定により告示する。

平成23年9月15日

秋田市長 穂 積 志

1 条例第4条第1項第7号の規定によるもの（道路の区間）

道路の路線名	起 点	終 点
県道秋田御所野雄和線 （自動車専用道路部分）	上北手御所野字 雨池通5番58地 先	河辺戸島字大堤 山20番5

2 条例第4条第1項第8号の規定によるもの（道路から展望することができる地域）

1の道路の区間から展望することができる地域（当該道路の路肩端から500メートル以内の区域に限る。）

3 禁止地域指定開始の期日

平成23年9月15日

秋田市告示第240号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月16日

秋田市道路管理者
秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用開始の区域

整理番号	路線名	供用開始区間
1079	川尻寺内線	秋田市八橋田五郎二丁目219番2地先 秋田市八橋イサノ一丁目123番2地先

2 供用開始の期日

平成23年9月17日

3 縦覧期間

平成23年9月16日から同月29日まで

秋田市告示第241号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年9月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市飯島新町二丁目18番10号 吉敷公夫
- 2 送達する書類名
交付要求通知書 1通

秋田市告示第242号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により定めた本市収納代理金融機関の店舗統廃合を次のとおりとするので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

平成23年9月21日

秋田市長 穂 積 志

1 店舗統廃合

廃止店舗名 新あきた農業協同組合 中央支店
（金融機関コード3810-005）
秋田市泉馬場13番10号
（電話番号018-868-1174）

継承店舗名 新あきた農業協同組合 北支店
（金融機関コード3810-002）
秋田市飯島西袋一丁目2番1号
（電話番号018-845-1739）

廃止店舗名 新あきた農業協同組合 明田支店
（金融機関コード3810-015）
秋田市東通七丁目4番3号
（電話番号018-832-2824）

継承店舗名 新あきた農業協同組合 東支店
（金融機関コード3810-011）
秋田市東通七丁目4番3号
（電話番号018-833-5030）

2 店舗統廃合に伴う住所変更

対象店舗名 新あきた農業協同組合 東支店
（金融機関コード3810-011）
変更前 秋田市広面字土手下108番地1
（電話番号018-833-5030）

変更後 秋田市東通七丁目4番3号
（電話番号018-833-5030）

3 店舗統廃合ならびに住所変更年月日

平成23年10月22日

秋田市告示第243号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成23年9月21日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第160号	池田薬局東通り店	秋田市東通二丁目25番19号	平成23年10月1日

秋田市告示第244号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）

号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。
 なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年9月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
平成23年度第1期国民健康保険税督促状

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	新旧別	路線名	区 域	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市 道	旧	秋田港北線	秋田市飯島字堀川113番地先 秋田市飯島字堀川86番地先	2,191.1	5.0~17.0
	新	秋田港北線	秋田市飯島字堀川232番5地先 秋田市飯島字堀川86番地先	2,186.1	5.0~17.0

2 供用開始の期日

平成23年9月25日

3 縦覧期間

平成23年9月22日から同年10月5日まで

秋田市告示第246号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成23年9月26日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)
 担当する医療の種類: 薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第161号	外旭川いわま 薬局	秋田市外旭川字待合 13番6号	平成23年 10月1日

秋田市告示第247号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成23年9月26日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)
 担当する医療の種類: 薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第162号	日本調剤保戸 野薬局	秋田市保戸野鉄砲町 10番6号	平成23年 10月1日

秋田市告示第248号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

秋田市告示第245号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月22日

秋田市道路管理者
秋田市長 穂 積 志

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年9月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
平成23年度介護保険料納入通知書
平成23年度介護保険料督促状

秋田市告示第249号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年9月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
氏名 鈴木 良哉
住所 秋田市牛島西三丁目4番11号
- 2 送達する書類
平成23年度後期高齢者医療保険料額納入通知書

秋田市告示第250号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成23年9月28日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)
 担当する医療の種類: 薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第163号	プライム薬局	秋田市中通二丁目 6番44号	平成23年 10月1日

秋田市告示第251号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり変更したので、同法第69条の規定により告示する。

平成23年9月28日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	開設者の名称 および氏名	指定辞退 年月日
第47号	みつば薬局	有限会社 みつば薬局 代表取締役 佐々木晋也	平成23年 8月31日

秋田市告示第252号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

- 名称
御蔵町町内会
- 規約に定める目的
本会は、地域福祉の増進を図り、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。
 - 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡、親睦
 - 美化・清掃等区域内の環境の整備改善
 - 集会施設等財産の維持管理
 - その他上記の目的を達成するために必要なこと
- 区域
本会の区域は、秋田市土崎港南一丁目8番および同10番の区域とする。
- 主たる事務所
本会の事務所は、秋田市土崎港南一丁目10番68号に置く。
- 代表者の氏名及び住所
木 村 高 明
秋田市土崎港南一丁目8番50号
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行

者の専任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日

平成23年9月30日

教 委 告 示**秋田市教委告示第12号**

平成23年9月27日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成23年9月22日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

付議案件

教育委員会事務の点検・評価に関する件

選 管 告 示

平成23年8月10日発行秋田市公報第1036号掲載の秋市選管告示第62号について、省略した別紙（報告書の要旨）を含め再掲する。

秋市選管告示第62号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により、平成23年4月24日執行の秋田市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成23年8月5日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 選挙の種類
平成23年4月24日執行 秋田市議会議員一般選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,636,200円
- 報告書の要旨
別紙のとおり

候補者氏名	相 場 金 二	所属党派	無所属	期間	4月12日から 5月6日まで	第1回分
出納責任者氏名	小 玉 専 治					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
相場秀夫	農業	11,000円

【支出】

人件費	421,000円
家屋費	34,905
選挙事務所費	34,905
集会会場費	
通信費	9,337
交通費	

印刷費	764,400
広告費	199,400
文具費	
食糧費	188,688
休泊費	
雑費	22,000

その他の寄附	2件	13,000
その他の収入		1,639,730
今回計		1,663,730
前回計		
総計		1,663,730

今回計	1,639,730
前回計	
総計	1,639,730

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	528,276円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	相原政志	所属党派	無所属	期間	1月17日から 5月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	天野政美					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
秋田政和協会		2,000,000円
新しい政治をつくる会		500,000
橋本秀一	無職	10,000
相原政志後援会		154,000

【支出】

人件費	320,000円
家屋費	140,000
選挙事務所費	140,000
集会会場費	
通信費	14,000
交通費	
印刷費	560,000
広告費	451,500
文具費	17,615
食糧費	112,038
休泊費	
雑費	36,560

その他の寄附	1件	5,000
その他の収入		
今回計		2,669,000
前回計		
総計		2,669,000

今回計	1,651,713
前回計	
総計	1,651,713

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	529,600円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	赤坂光一	所属党派	無所属	期間	3月1日から 5月2日まで	第1回分
出納責任者氏名	海風敏夫					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
石井朝子	無職	10,000円
斉藤義春	無職	10,000
藤澤浩	無職	10,000
(株)オノプロックス		10,000
高野トヨ	無職	10,000
	無職	10,000
秋田市歯科医師連盟		50,000
海風敏夫	無職	10,000
船木廣	無職	10,000
松野不二子	無職	20,000
伊藤一	無職	10,000
深井鉄男	無職	10,000
高橋昭一	歯科医	10,000

その他の寄附	13件	63,000
その他の収入		570,000
今 回 計		813,000
前 回 計		
総 計		813,000

【支出】

人件費	275,000円
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	30,365
交通費	
印刷費	739,538
広告費	148,575
文具費	9,946
食糧費	80,713
休泊費	
雑費	

今 回 計	1,284,137
前 回 計	
総 計	1,284,137

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	芦 田 晃 敏	所属党派	無所属	期間 4月1日から 5月1日まで 第1回分
出納責任者氏名	保 坂 幸 義			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
鈴木剛成	会社員	10,000円
菅原一紀	会社員	10,000
佐々木広智	会社員	10,000
鎌田晃	会社員	10,000
植村勉	会社員	10,000
相庭伸一	会社員	10,000
伊藤春佳	会社員	10,000
鳴海直志	会社員	10,000
佐藤公	会社員	10,000
出口武	会社員	10,000
茂木義明	会社員	10,000
高橋一通	会社員	10,000
武田慎平	会社員	10,000
伊藤勇悦	無職	10,000
今田洋	無職	10,000
藤田哲雄	無職	10,000

その他の寄附	
その他の収入	3,000,000

【支出】

人件費	490,000円
家屋費	72,450
選挙事務所費	72,450
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	580,400
広告費	410,022
文具費	478
食糧費	9,984
休泊費	
雑費	10,549

			雑費	7,979
その他の寄附				
その他の収入		400,000		
今回計		400,000	今回計	358,839
前回計			前回計	
総計		400,000	総計	358,839

支出のうち公費負担相当額	項 目		金 額
	ポスターの作成		350,860円
報告書受理年月日	平成23年 4月28日		第1回報告分

候補者氏名	石 塚 秀 博	所属党派	公明党	期間 3月16日から 5月6日まで	第1回分
出納責任者氏名	松 本 恵美子				

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
公明党秋田第一総支部	政党	1,004,561円

【支出】

人件費	246,000円
家屋費	422,000
選挙事務所費	422,000
集会会場費	
通信費	40,570
交通費	8,469
印刷費	610,338
広告費	73,400
文具費	6,661
食糧費	82,592
休泊費	
雑費	76,569

その他の寄附

その他の収入				
今回計		1,004,561	今回計	1,566,599
前回計			前回計	
総計		1,004,561	総計	1,566,599

支出のうち公費負担相当額	項 目		金 額
	ポスターの作成		562,038円
報告書受理年月日	平成23年 5月6日		第1回報告分

候補者氏名	伊 藤 一 榮	所属党派	無所属	期間 3月1日から 4月27日まで	第1回分
出納責任者氏名	鈴 木 一 彦				

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		円

【支出】

人件費	210,000円
家屋費	285,729
選挙事務所費	285,729
集会会場費	
通信費	
交通費	

印刷費	224,000
広告費	708,750
文具費	6,394
食糧費	144,196
休泊費	
雑費	18,880

その他の寄附

その他の収入	1,600,000
今 回 計	1,600,000
前 回 計	
総 計	1,600,000

今 回 計	1,597,949
前 回 計	
総 計	1,597,949

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	152,260円

報告書受理年月日	平成23年 4 月28日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	伊 藤 巧 一	所属党派	無所属	期間	3月1日から 5月6日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	伊 藤 廣 利					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
(有)古屋興業	建設業	150,000円
秋田印刷製本㈱	印刷業	40,000
長谷川聡	無職	70,000
牧野光江	無職	70,000
伊藤初美	主婦	50,000
佐々木まゆみ	主婦	40,000

【支出】

人件費	440,000円
家屋費	185,000
選挙事務所費	90,000
集会会場費	95,000
通信費	48,724
交通費	
印刷費	602,038
広告費	445,800
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	199,971

その他の寄附

その他の収入	1,500,000
今 回 計	1,920,000
前 回 計	
総 計	1,920,000

今 回 計	1,921,533
前 回 計	
総 計	1,921,533

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	今 川 雄 策	所属党派	無所属	期間	2月2日から 4月25日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	八 代 弘 二					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
齊藤信	団体職員	50,000円
齊藤タマエ	無職	50,000
八代弘二	団体役員	40,000
八代郁子	無職	40,000
八代健志	会社員	20,000
小野晋作	無職	10,000
佐藤洋子	無職	10,000
秋田市歯科医師会連盟		50,000
中村芳夫	会社役員	37,000
中村建吾	会社役員	35,000
近藤新一	無職	42,000
中村トシ	無職	42,000
川村郁子	無職	42,000

その他の寄附	3件	21,000
その他の収入		2,300,000
今回計		2,789,000
前回計		
総計		2,789,000

【支出】

人件費	393,000円
家屋費	532,000
選挙事務所費	532,000
集会会場費	
通信費	375,460
交通費	
印刷費	656,445
広告費	336,100
文具費	24,916
食糧費	61,838
休泊費	
雑費	10,749

今回計	2,484,508
前回計	
総計	2,484,508

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	529,600円

報告書受理年月日	平成23年5月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	岩谷政良	所属党派	無所属	期間 4月1日から 5月2日まで 第1回分
出納責任者氏名	佐藤光信			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
石川惣太郎	自営業	70,000円
新田武	無職	50,000
東海林勉	無職	40,000
長岐章	自営業	32,000
片岡一彦	無職	32,000
山田正英	自営業	30,000
倉嶋志津子	無職	30,000
畠山民栄	フリーアナウンサー	30,000
川村誠	会社役員	30,000
佐々木正信	無職	24,000
池田昌憲	会社役員	70,000
船本美雪	無職	56,000
山田一恵	無職	42,000
三浦和子	無職	36,000
福田恵子	無職	24,000

その他の寄附		
その他の収入		1,300,000
今回計		1,896,000

【支出】

人件費	701,000円
家屋費	100,000
選挙事務所費	100,000
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	735,000
広告費	369,750
文具費	20,500
食糧費	54,832
休泊費	
雑費	

今回計	1,981,082
-----	-----------

その他の寄附

その他の収入	1,300,000		
今 回 計	1,300,000	今 回 計	1,731,193
前 回 計		前 回 計	
総 計	1,300,000	総 計	1,731,193

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	529,600円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	加賀屋 千鶴子	所属党派	日本共産党	期間	4月15日から 5月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	中 川 庄 司					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
日本共産党秋田地区委員会		236,000円

【支出】

人件費	円
家屋費	10,000
選挙事務所費	10,000
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	613,500
広告費	165,270
文具費	420
食糧費	2,518
休泊費	
雑費	2,897

その他の寄附	2 件	5,835
その他の収入		
今 回 計		241,835
前 回 計		
総 計		241,835

今 回 計	794,605
前 回 計	
総 計	794,605

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	552,770円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	鎌 田 修 悦	所属党派	自由民主党	期間	2月1日から 4月28日まで	第1回分
出納責任者氏名	遠 藤 一 記					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
自由民主党秋田県秋田市第五支部		2,375,000円

【支出】

人件費	511,000円
家屋費	277,725
選挙事務所費	277,725
集会会場費	
通信費	27,523
交通費	
印刷費	971,040
広告費	724,920

文具費	8,923
食糧費	25,834
休泊費	
雑費	6,099

その他の寄附

その他の収入	350,000
今 回 計	2,725,000
前 回 計	
総 計	2,725,000

今 回 計	2,553,064
前 回 計	
総 計	2,553,064

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 6 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	川 口 雅 丈	所属党派	無所属	期間	4月16日から 5月6日まで	第1回分
出納責任者氏名	高 橋 幸 勝					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
水品光一	会社役員	10,000円
岩見谷尚宏	商業	10,000
川上時雄	会社役員	30,000
安保駒治	商業	20,000

【支出】

人件費	円
家屋費	132,062
選挙事務所費	132,062
集会会場費	
通信費	5,250
交通費	
印刷費	585,627
広告費	329,700
文具費	2,011
食糧費	
休泊費	
雑費	60,085

その他の寄附

その他の収入	1,200,000
今 回 計	1,270,000
前 回 計	
総 計	1,270,000

今 回 計	1,114,735
前 回 計	
総 計	1,114,735

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	500,472円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	工 藤 四 郎	所属党派	無所属	期間	4月1日から 5月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	工 藤 司					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		円

【支出】

人件費	350,000円
家屋費	70,770
選挙事務所費	70,770

集会会場費	
通信費	10,816
交通費	
印刷費	643,807
広告費	231,000
文具費	6,689
食糧費	94,738
休泊費	
雑費	17,796

その他の寄附

その他の収入	1,850,000
今回計	1,850,000
前回計	
総計	1,850,000

今回計	1,425,616
前回計	
総計	1,425,616

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	521,325円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	工 藤 四 郎	所属党派	無所属	期間	5月14日から 5月17日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	工 藤 司					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		円

【支出】

人件費	円
家屋費	358,641
選挙事務所費	358,641
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	
広告費	27,300
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	

その他の寄附

その他の収入	
今回計	0
前回計	1,850,000
総計	1,850,000

今回計	385,941
前回計	1,425,616
総計	1,811,557

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	521,325円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 19 日	第 2 回報告分
----------	----------------	----------

候補者氏名	工 藤 新 一	所属党派	社会民主党	期間	2月21日から 4月23日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	深 井 文 雄					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
社会民主党秋田県連合		1,250,000円
社会民主党秋田県秋田支部		468,750
社会民主党東北ブロック協議会		200,000

【支出】

人件費	322,000円
家屋費	563,643
選挙事務所費	563,643
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	730,800
広告費	823,745
文具費	27,778
食糧費	45,264
休泊費	
雑費	42,569

その他の寄附

その他の収入	650,000
今回計	2,568,750
前回計	
総計	2,568,750

今回計	2,555,799
前回計	
総計	2,555,799

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	556,080円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	工 藤 新 一	所属党派	社会民主党	期間 4月24日から 6月6日まで 第2回分
出納責任者氏名	深 井 文 雄			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		円

【支出】

人件費	円
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	65,129
交通費	
印刷費	
広告費	
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	23,602

その他の寄附

その他の収入	100,000
今回計	100,000
前回計	2,568,750
総計	2,668,750

今回計	88,731
前回計	2,555,799
総計	2,644,530

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	556,080円

報告書受理年月日	平成23年 6 月10日	第 2 回報告分
----------	--------------	----------

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	504,444円
報告書受理年月日	平成23年 5 月 6 日	第 1 回報告分

候補者氏名	小木田 喜美雄	所属党派	無所属	期間	2月4日から 5月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	佐藤 満次					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
福田具幸	無職	30,000円
(社)秋田市歯科医師会		50,000
佐藤洋子	無職	300,000
徳田信子	会社員	300,000
小木田満也	会社員	50,000
保坂正勝	無職	70,000
小木田希美	会社員	30,000
小木田和美	無職	35,000
藤島達哉	無職	70,000

【支出】

人件費	480,000円
家屋費	750,649
選挙事務所費	750,649
集会会場費	
通信費	60,018
交通費	
印刷費	654,300
広告費	10,500
文具費	44,057
食糧費	49,272
休泊費	
雑費	138,194

その他の寄附

その他の収入	1,300,000
今回計	2,235,000
前回計	
総計	2,235,000

今回計	2,186,990
前回計	
総計	2,186,990

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円
報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分

候補者氏名	小林 一夫	所属党派	無所属	期間	3月15日から 5月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	中村 徹					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		円

【支出】

人件費	52,500円
家屋費	404,634
選挙事務所費	404,634
集会会場費	
通信費	2,114
交通費	
印刷費	698,250
広告費	154,981
文具費	

食糧費	61,096
休泊費	
雑費	21,636

その他の寄附	2件	6,800
その他の収入		1,500,000
今回計		1,506,800
前回計		
総計		1,506,800

今回計	1,395,211
前回計	
総計	1,395,211

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	529,600円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	小 松 健	所属党派	無所属	期間	2月16日から 5月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	森 元 謙 三					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
秋田中央印刷㈱	印刷業	31,540円

【支出】

人件費	52,000円
家屋費	587,023
選挙事務所費	587,023
集会会場費	
通信費	24,770
交通費	
印刷費	608,610
広告費	370,000
文具費	28,618
食糧費	13,062
休泊費	
雑費	16,143

その他の寄附		
その他の収入		2,000,000
今回計		2,031,540
前回計		
総計		2,031,540

今回計	1,700,226
前回計	
総計	1,700,226

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	549,460円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	小 松 健	所属党派	無所属	期間	5月10日から 5月11日まで	第2回分
出納責任者氏名	森 元 謙 三					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		円

【支出】

人件費	円
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	

通信費	
交通費	
印刷費	
広告費	157,500
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	601

その他の寄附

その他の収入

今 回 計	0
前 回 計	2,031,540
総 計	2,031,540

今 回 計	158,101
前 回 計	1,700,226
総 計	1,858,327

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	549,460円

報告書受理年月日	平成23年 5月16日	第 2 回報告分
----------	-------------	----------

候補者氏名	齊 藤 善 悦	所属党派	自由民主党	期間	4月15日から 5月9日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	牧 野 正 則					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
石澤徹	会社役員	100,000円
柏谷英喜	会社社長	50,000
鎌田美奈子	主婦	200,000
新星会 代表 佐々木政一	会社員	50,000

【支出】

人件費	410,000円
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	28,604
交通費	
印刷費	766,500
広告費	652,680
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	

その他の寄附 1件 5,000

その他の収入 896,704

今 回 計	1,301,704
前 回 計	
総 計	1,301,704

今 回 計	1,857,784
前 回 計	
総 計	1,857,784

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	556,080円

報告書受理年月日	平成23年 5月9日	第 1 回報告分
----------	------------	----------

候補者氏名	齊 藤 善 悦	所属党派	自由民主党	期間	5月10日から 6月8日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	牧 野 正 則					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		円

【支出】

人件費	円
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	58,035
交通費	
印刷費	
広告費	
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	13,088

その他の寄附

その他の収入	71,123
今回計	71,123
前回計	1,301,704
総計	1,372,827

今回計	71,123
前回計	1,857,784
総計	1,928,907

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	556,080円

報告書受理年月日	平成23年 6 月 9 日	第 2 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	齊 藤 勝	所属党派	無所属	期間	11月1日から 4月23日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	藤 田 實					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		円

【支出】

人件費	400,000円
家屋費	318,734
選挙事務所費	318,734
集会会場費	
通信費	77,828
交通費	
印刷費	1,051,271
広告費	559,625
文具費	3,130
食糧費	108,133
休泊費	
雑費	113,457

その他の寄附

その他の収入	3,000,000
今回計	3,000,000
前回計	
総計	3,000,000

今回計	2,632,178
前回計	
総計	2,632,178

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	500,472円

報告書受理年月日	平成23年 4 月25日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	佐賀正美	所属党派	国民新党	期間	1月31日から 4月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	佐賀紀代子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
国民新党		200,000円
渡部建太郎		70,000

【支出】

人件費	280,000円
家屋費	200,000
選挙事務所費	200,000
集会会場費	
通信費	85,185
交通費	28,000
印刷費	833,550
広告費	639,000
文具費	
食糧費	42,000
宿泊費	
雑費	16,887

その他の寄附

その他の収入	1,854,622
今回計	2,124,622
前回計	
総計	2,124,622

今回計	2,124,622
前回計	
総計	2,124,622

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
		ポスターの作成

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第1回報告分
----------	---------------	--------

候補者氏名	佐々木 敏 光	所属党派	無所属	期間	4月1日から 5月2日まで	第1回分
出納責任者氏名	金 司					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
佐々木敏光後援会事務所		70,000円

【支出】

人件費	248,000円
家屋費	94,454
選挙事務所費	94,454
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	689,152
広告費	787,700
文具費	10,116
食糧費	99,748
宿泊費	
雑費	34,545

その他の寄附

その他の収入	1,500,000
今回計	1,570,000
前回計	
総計	1,570,000

今回計	1,963,715
前回計	
総計	1,963,715

その他の寄附	3件	10,882		
その他の収入				
今回計		165,112	今回計	717,882
前回計			前回計	
総計		165,112	総計	717,882

支出のうち公費負担相当額	項	目	金	額
		ポスターの作成		552,770円

報告書受理年月日	平成23年5月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	佐藤哲治	所属党派	民主党	期間	3月22日から 5月2日まで	第1回分
出納責任者氏名	戸井田連子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
民主党秋田		200,000円

【支出】

人件費	332,000円
家屋費	7,000
選挙事務所費	7,000
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	614,538
広告費	117,000
文具費	3,789
食糧費	43,243
宿泊費	
雑費	3,384

その他の寄附	1件	7,000
その他の収入		400,000
今回計		607,000
前回計		
総計		607,000

今回計	1,120,954
前回計	
総計	1,120,954

支出のうち公費負担相当額	項	目	金	額
		ポスターの作成		562,038円

報告書受理年月日	平成23年5月6日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	佐藤廣久	所属党派	日本共産党	期間	4月15日から 5月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	富樫耕一					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
富岡洋子	無職	10,000円
日本共産党秋田地区委員会		276,950

【支出】

人件費	円
家屋費	10,000
選挙事務所費	10,000
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	613,500
広告費	206,220
文具費	902

食糧費	10,099
休泊費	
雑費	4,228

その他の寄附	2件	5,229
その他の収入		
今回計		292,179
前回計		
総計		292,179

今回計	844,949
前回計	
総計	844,949

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	552,770円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	佐藤 廣 久	所属党派	日本共産党	期間	5月9日から 5月18日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	富 樫 耕 一					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
佐藤章子	会社員	2,813円
日本共産党秋田地区委員会		43,098

【支出】

人件費	円
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	43,098
交通費	
印刷費	
広告費	
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	2,813

その他の寄附

その他の収入

今回計	45,911
前回計	292,179
総計	338,090

今回計	45,911
前回計	844,949
総計	890,860

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	552,770円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 18 日	第 2 回報告分
----------	----------------	----------

候補者氏名	佐藤 勇 一	所属党派	無所属	期間	4月17日から 4月26日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	佐藤 千代志					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
山内久敏	自営業	10,000円
佐藤竹司	無職	10,000
佐藤飛鳥	学生	10,000

【支出】

人件費	440,000円
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	

通信費	
交通費	
印刷費	609,288
広告費	901,410
文具費	
食糧費	52,801
休泊費	
雑費	58,268

その他の寄附	
その他の収入	1,469,729
今回計	1,499,729
前回計	
総計	1,499,729

今回計	2,061,767
前回計	
総計	2,061,767

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	佐原孝夫	所属党派	無所属	期間	1月27日から 5月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	吹谷五十三					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
斉藤慶治	無職	50,000円

【支出】

人件費	437,000円
家屋費	210,337
選挙事務所費	210,337
集会会場費	
通信費	14,628
交通費	
印刷費	734,756
広告費	1,094,350
文具費	10,721
食糧費	44,970
休泊費	
雑費	31,977

その他の寄附	
その他の収入	3,200,000
今回計	3,250,000
前回計	
総計	3,250,000

今回計	2,578,739
前回計	
総計	2,578,739

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	菅原琢哉	所属党派	無所属	期間	4月1日から 4月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	菅原弘					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
(株)アルテ	商業	101,920円

【支出】

人件費	155,000円
家屋費	251,770
選挙事務所費	251,770
集会会場費	
通信費	39,438
交通費	
印刷費	658,000
広告費	478,850
文具費	
食糧費	35,234
休泊費	
雑費	7,107

その他の寄附

その他の収入	1,000,000
今回計	1,101,920
前回計	
総計	1,101,920

今回計	1,625,399
前回計	
総計	1,625,399

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	556,080円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	菅原 弘 夫	所属党派	無所属	期間 4月1日から 5月2日まで 第1回分
出納責任者氏名	斉藤 久美子			

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
高橋章	自営業	70,000円
菅原敬太郎	無職	70,000
菅原喜久治	無職	70,000
小松守	無職	70,000
七尾信一	無職	70,000
佐川欽也	無職	70,000
伊藤良太郎	無職	70,000
工藤良一	無職	70,000
山口宣義	無職	70,000
井畑清吾	自営業	70,000
菅原五郎	無職	70,000
松本京治	無職	70,000
相場美佐子	無職	34,300
石井優子	無職	34,300
岩谷シン	無職	34,300
佐藤明美	無職	34,300
佐藤幸子	無職	34,300
佐々木ミナ子	無職	34,300
佐々木スミ子	無職	34,300
斉藤久美子	無職	34,300
鈴木栄子	無職	34,300
田口キエ	無職	34,300

【支出】

人件費	1,722,300円
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	665,000
広告費	430,460
文具費	3,849
食糧費	134,100
休泊費	
雑費	22,918

田口初子	無職	34,300
相場弘	農業	18,000

その他の寄附

その他の収入	2,000,000		
今 回 計	3,235,300	今 回 計	2,978,627
前 回 計		前 回 計	
総 計	3,235,300	総 計	2,978,627

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	549,460円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 6 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	菅 原 弘 夫	所属党派	無所属	期間	5月7日から 6月9日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	斉 藤 久美子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		円

【支出】

人件費	円
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	68,604
交通費	
印刷費	
広告費	
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	

その他の寄附

その他の収入			
今 回 計	0	今 回 計	68,604
前 回 計	3,235,300	前 回 計	2,978,627
総 計	3,235,300	総 計	3,047,231

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	549,460円

報告書受理年月日	平成23年 6 月 9 日	第 2 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	鈴 木 知	所属党派	日本共産党	期間	4月13日から 5月8日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	鈴 木 サキ子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
日本共産党秋田地区委員会		296,100円
伊藤成夫	無職	10,000

【支出】

人件費	円
家屋費	5,000
選挙事務所費	5,000
集会会場費	
通信費	

交通費	3,387
印刷費	613,500
広告費	230,370
文具費	
食糧費	19,771
休泊費	
雑費	3,790

その他の寄附	4件	16,948
その他の収入		
今回計		323,048
前回計		
総計		323,048

今回計	875,818
前回計	
総計	875,818

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	552,770円

報告書受理年月日	平成23年5月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	津谷 聡	所属党派	無所属	期間	2月1日から 4月27日まで	第1回分
出納責任者氏名	阿部 芳人					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
長谷川清美	無職	10,000円
小玉良吉	無職	10,000
保坂悦男	会社員	10,000
奥山高	無職	10,000
清水博巳	会社員	10,000
佐藤房由	会社員	10,000

【支出】

人件費	210,000円
家屋費	135,100
選挙事務所費	135,100
集会会場費	
通信費	5,554
交通費	
印刷費	741,300
広告費	87,500
文具費	28,101
食糧費	36,460
休泊費	
雑費	104,079

その他の寄附		
その他の収入		2,000,000
今回計		2,060,000
前回計		
総計		2,060,000

今回計	1,348,094
前回計	
総計	1,348,094

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円

報告書受理年月日	平成23年5月6日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	津谷 聡	所属党派	無所属	期間	5月20日から 5月24日まで	第2回分
出納責任者氏名	阿部 芳人					

候補者氏名	長 澤 孝 政	所属党派	社会民主党	期間	4月17日から 5月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	鈴 木 一 征					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
社会民主党秋田県連合		1,250,000円
社会民主党秋田県秋田支部		468,750

【支出】

人件費	210,000円
家屋費	110,024
選挙事務所費	110,024
集会会場費	
通信費	7,402
交通費	
印刷費	719,800
広告費	869,925
文具費	
食糧費	42,000
宿泊費	
雑費	10,491

その他の寄附

その他の収入	500,000
今回計	2,218,750
前回計	
総計	2,218,750

今回計	1,969,642
前回計	
総計	1,969,642

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
		ポスターの作成

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第1回報告分
----------	---------------	--------

候補者氏名	成 沢 淳 子	所属党派	公明党	期間	3月10日から 5月2日まで	第1回分
出納責任者氏名	仲 山 幹 子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
公明党秋田第一総支部		1,295,027円

【支出】

人件費	210,000円
家屋費	592,630
選挙事務所費	592,630
集会会場費	
通信費	18,773
交通費	
印刷費	636,300
広告費	142,250
文具費	8,964
食糧費	119,098
宿泊費	
雑費	129,050

その他の寄附

その他の収入	
今回計	1,295,027
前回計	
総計	1,295,027

今回計	1,857,065
前回計	
総計	1,857,065

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	花 田 清 美	所属党派	無所属	期間	3月10日から 5月6日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	小 出 暢 好					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		円

【支出】

人件費	220,000円
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	614,538
広告費	
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	

その他の寄附

その他の収入	272,500
今 回 計	272,500
前 回 計	
総 計	272,500

今 回 計	834,538
前 回 計	
総 計	834,538

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	花 田 清 美	所属党派	無所属	期間	5月20日から 5月25日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	小 出 暢 好					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		円

【支出】

人件費	106,000円
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	
交通費	9,145
印刷費	
広告費	283,500
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	

その他の寄附			
その他の収入	398,645		
今 回 計	398,645	今 回 計	398,645
前 回 計	272,500	前 回 計	834,538
総 計	671,145	総 計	1,233,183

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円

報告書受理年月日	平成23年 5 月25日	第 2 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	花 田 清 美	所属党派	無所属	期間	7月1日から 7月1日まで	第 3 回分
出納責任者氏名	小 出 暢 好					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		円

【支出】

人件費	円
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	63,970
交通費	
印刷費	
広告費	
文具費	
食糧費	
宿泊費	
雑費	

その他の寄附			
その他の収入	63,970		
今 回 計	63,970	今 回 計	63,970
前 回 計	671,145	前 回 計	1,233,183
総 計	735,115	総 計	1,297,153

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円

報告書受理年月日	平成23年 7 月 4 日	第 3 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	人 見 高 司	所属党派	無所属	期間	3月30日から 5月2日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	本 山 秀 昭					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
工藤茂丸	会社役員	100,000円
宜野座猶一	会社員	100,000
千田育男	無職	10,000
坂本忠芳	会社役員	10,000
北嶋正	会社役員	500,000
藤原仁	会社役員	300,000
高島泉		37,500
畠山信也		25,000

【支出】

人件費	87,500円
家屋費	13,601
選挙事務所費	13,601
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	542,346
広告費	238,400
文具費	8,890

中島満		25,000

食糧費	8,400
休泊費	
雑費	19,344

その他の寄附

その他の収入	640,000
今 回 計	1,747,500
前 回 計	
総 計	1,747,500

今 回 計	918,481
前 回 計	
総 計	918,481

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	397,200円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	人見高司	所属党派	無所属	期間	5月26日から	第2回分
出納責任者氏名	本山秀昭				5月26日まで	

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		円

【支出】

人件費	円
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	40,303
交通費	
印刷費	
広告費	
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	

その他の寄附

その他の収入	
今 回 計	0
前 回 計	1,747,500
総 計	1,747,500

今 回 計	40,303
前 回 計	918,481
総 計	958,784

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	397,200円

報告書受理年月日	平成23年 6 月 1 日	第 2 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	藤枝隆博	所属党派	無所属	期間	3月28日から	第1回分
出納責任者氏名	矢尾欽一				5月6日まで	

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
三浦敬	無職	20,000円
渡辺芳勝	会社員	10,000
小笠原浩文	会社員	23,000

【支出】

人件費	675,000円
家屋費	381,863
選挙事務所費	381,863
集会会場費	

竹内一史	会社員	10,000
清水久男	会社員	10,000
㈱スタジオパレット 谷口武	会社員	21,000
谷口武	会社員	25,000
社民党秋田県連合		625,000
社民党秋田県秋田支部		234,375
石山英夫	会社員	10,000
狩野紀男	無職	30,000
藤田強	無職	20,000
渡部統子	会社員	60,000
新潟雅	無職	20,000
庄司敏則	会社員	10,000

通信費	980
交通費	3,131
印刷費	607,250
広告費	760,745
文具費	12,454
食糧費	133,201
休泊費	
雑費	94,733

その他の寄附	2件	12,000
その他の収入		1,200,000
今回計		2,340,375
前回計		
総計		2,340,375

今回計	2,669,357
前回計	
総計	2,669,357

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	549,460円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 6 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	藤 枝 隆 博	所属党派	無所属	期間	5月20日から 5月20日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	矢 尾 欽 一					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		円

【支出】

人件費	円
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	8,623
交通費	
印刷費	
広告費	
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	

その他の寄附		
その他の収入		
今回計		0
前回計		2,340,375
総計		2,340,375

今回計	8,623
前回計	2,669,357
総計	2,677,980

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	549,460円

報告書受理年月日	平成23年 5 月20日	第 2 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	藤 田 正 義	所属党派	社会民主党	期間	4月17日から 4月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	舟 木 真一郎					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
社会民主党秋田県連合		468,750円
社会民主党秋田県秋田支部		312,500

【支出】

人件費	280,000円
家屋費	329,300
選挙事務所費	329,300
集会会場費	
通信費	19,298
交通費	
印刷費	635,250
広告費	266,175
文具費	5,869
食糧費	18,024
休泊費	
雑費	16,836

その他の寄附

その他の収入	900,000
今 回 計	1,681,250
前 回 計	
総 計	1,681,250

今 回 計	1,570,752
前 回 計	
総 計	1,570,752

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
		ポスターの作成

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	堀 井 明 美	所属党派	公明党	期間	3月10日から 4月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	内 山 稔					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
公明党秋田第一総支部	政党	1,432,568円

【支出】

人件費	260,000円
家屋費	349,500
選挙事務所費	349,500
集会会場費	
通信費	26,250
交通費	
印刷費	646,038
広告費	404,750
文具費	12,886
食糧費	134,298
休泊費	
雑費	160,884

その他の寄附

その他の収入	
今 回 計	1,432,568
前 回 計	
総 計	1,432,568

今 回 計	1,994,606
前 回 計	
総 計	1,994,606

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円
報告書受理年月日	平成23年 5 月 6 日	第 1 回報告分

候補者氏名	松 田 豊 臣	所属党派	公明党	期間	2月9日から 4月27日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	福 田 喜 美					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
公明党秋田第一総支部		1,388,814円
近藤興一	会社員	30,000
柳沢正之	会社員	40,000
斎藤綾子	会社員	30,000
久保田優美子	会社員	30,000
佐藤聖湖	会社員	40,000
長澤幸恵	会社員	40,000

【支出】

人件費	447,500円
家屋費	450,608
選挙事務所費	450,608
集会会場費	
通信費	27,500
交通費	63,521
印刷費	611,913
広告費	387,325
文具費	7,894
食糧費	93,506
宿泊費	71,085
雑費	

その他の寄附

その他の収入

今 回 計	1,598,814
前 回 計	
総 計	1,598,814

今 回 計	2,160,852
前 回 計	
総 計	2,160,852

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円
報告書受理年月日	平成23年 5 月 6 日	第 1 回報告分

候補者氏名	見 上 万里子	所属党派	民主党	期間	3月23日から 5月9日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	見 上 裕 子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
民主党秋田県総支部連合会		200,000円
後藤健	大仙市議会議員	27,000
佐藤英子	主婦	20,000
見上裕子	法人役員	35,000

【支出】

人件費	円
家屋費	39,000
選挙事務所費	35,000
集会会場費	4,000
通信費	
交通費	
印刷費	562,038
広告費	27,000
文具費	
食糧費	
宿泊費	
雑費	3,180

その他の寄附	1件	5,000		
その他の収入		100,000		
今 回 計		387,000	今 回 計	631,218
前 回 計			前 回 計	
総 計		387,000	総 計	631,218

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 9 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	見 上 万里子	所属党派	民主党	期間	5月10日から 5月16日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	見 上 裕 子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		円

【支出】

人件費	円
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	20,844
交通費	
印刷費	63,000
広告費	161,210
文具費	
食糧費	2,493
宿泊費	
雑費	

その他の寄附

その他の収入		
今 回 計		0
前 回 計		387,000
総 計		387,000

今 回 計	247,547
前 回 計	631,218
総 計	878,765

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 18 日	第 2 回報告分
----------	----------------	----------

候補者氏名	見 上 万里子	所属党派	民主党	期間	5月17日から 6月16日まで	第 3 回分
出納責任者氏名	見 上 裕 子					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		円

【支出】

人件費	円
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	10,478
交通費	
印刷費	
広告費	
文具費	

食糧費
休泊費
雑費

その他の寄附

その他の収入

今 回 計	0
前 回 計	387,000
総 計	387,000

今 回 計	10,478
前 回 計	878,765
総 計	889,243

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円

報告書受理年月日	平成23年 6 月22日	第 3 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	米 塚 勝 美	所属党派	無所属	期間	3月10日から 4月26日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	保 坂 芳太郎					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
秋田中央印刷株式会社		31,540円

【支出】

人件費	500,000円
家屋費	4,166
選挙事務所費	4,166
集会会場費	
通信費	3,594
交通費	
印刷費	581,000
広告費	460,500
文具費	8,776
食糧費	9,719
休泊費	
雑費	64,041

その他の寄附

その他の収入

今 回 計	1,067,230
前 回 計	1,098,770
総 計	1,098,770

今 回 計	1,631,796
前 回 計	
総 計	1,631,796

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	549,460円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 6 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	渡 邊 達 仁	所属党派	無所属	期間	12月25日から 4月23日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	渡 邊 達 夫					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
渡辺清和	建設業	20,880円
石井正己	建設業	40,000
鮎川義孝	僧職	10,000

【支出】

人件費	230,000円
家屋費	160,440
選挙事務所費	160,440
集会会場費	

渡辺達徳	会社員	11,440
佐藤勝男	会社員	13,800
石井次雄	無職	10,000
佐藤仁美	会社員	10,000
古木芳和	会社員	10,000
田仲祐介	会社員	10,000
土田智仁	会社員	10,000
佐藤愛子	無職	70,000
佐藤悦子	無職	70,000

通信費	
交通費	
印刷費	562,038
広告費	351,850
文具費	8,869
食糧費	28,216
休泊費	
雑費	147,297

その他の寄附	1件	9,500
その他の収入		700,000
今回計		995,620
前回計		
総計		995,620

今回計	1,488,710
前回計	
総計	1,488,710

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 6 日	第 1 回報告分
----------	---------------	----------

候補者氏名	渡 邊 達 仁	所属党派	無所属	期間	5月9日から 5月19日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	渡 邊 達 夫					

【収入】

主たる寄附

氏名、団体名	職業	寄付額
		円

【支出】

人件費	円
家屋費	
選挙事務所費	
集会会場費	
通信費	
交通費	
印刷費	
広告費	
文具費	
食糧費	
休泊費	
雑費	4,512

その他の寄附

その他の収入		
今回計		0
前回計		995,620
総計		995,620

今回計	4,512
前回計	1,488,710
総計	1,493,222

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	562,038円

報告書受理年月日	平成23年 5 月 23 日	第 2 回報告分
----------	----------------	----------

候補者氏名	渡 辺 正 宏	所属党派	無所属	期間	1月31日から 5月6日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	佐 藤 義 治					

秋市選管告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成23年9月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 50分の1の数 5,349人
- 2 3分の1の数 89,150人

農 委 告 示

秋田市農委告示第15号

平成23年9月14日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成23年9月7日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（5件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 3 平成24年度秋田市農業施策に対する建議に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第36号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月16日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
平成23年10月1日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市川尻みよし町14番8号
- 7 縦覧の期間
平成23年9月17日から同月30日まで（土曜日、日曜日および祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

公 告

秋田市公告

秋田市内の文化施設事業周知リーフレット「みるかネット・イベント通信」第8号への広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成23年9月1日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

- (1) 入札名 「みるかネット・イベント通信」第8号広告掲載者選定に係る入札
- (2) 広告媒体 文化施設事業周知リーフレット「みるかネット・イベント通信」第8号
- (3) 予定価格（税抜き） ※最低落札価格 28,572円
- (4) 入札参加要件

ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。

イ 租税に滞納がないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。

エ 秋田市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第5条の規定による制限を受ける者ではないこと。

2 掲載する広告に関する事項

(1) 規格等 掲載寸法は、ヨコ95mm×タテ100mmとし、掲載紙面は「みるかネット・イベント通信」第8号（展開サイズ：396×210mm、仕上りサイズ：100×210mm、紙質：マットコート90kg）の裏表紙下部とする。

(2) 色 フルカラー

(3) 発行部数 15,000部（秋田市発注数量13,500部、秋田県発注数量1,500部（予定））

(4) 配布対象 文化施設来館者、市内小中学校、図書館、公民館等

(5) 広告掲載期間 平成23年10月から平成24年3月まで

(6) 広告の内容等

ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。

イ 広告枠内に「広告」と表示すること。

3 入札に関する事項

(1) 日時 平成23年9月13日(火) 午前11時

(2) 場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

(3) 落札者の決定

落札者は、予定価格（最低落札価格）以上の金額で、最高の金額をもって、入札した者とする。

(4) 契約日 平成23年9月16日(金)（予定）

(5) 契約金額（広告料）の支払

広告料は、平成23年9月22日(木)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。

(6) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、平成23年9月8日(休)午後5時までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書(様式1)

イ 営業経歴書(様式2)

ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿

エ 納税証明書 ※写し可

(ア) 消費税(税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの

納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本(個人営業の者は住民票) ※写し可

- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年9月1日(休)から同月8日(休)までの平日午前9時から午後5時まで(土日は受け付けないので注意すること。)

イ 受付場所 秋田市教育委員会文化振興室

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会文化振興室又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。

- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年9月9日(金)に行う。

6 入札保証金および契約保証金 免除

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会文化振興室振興担当

電話 018-866-2246

秋田市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第2項の規定に基づき、連担建築物設計制度による一団の土地の区域内の建築物について認定をしたので、同条第8項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の縦覧に供する。

平成23年9月2日

秋田市長 穂 積 志

- 申請者の住所および氏名
秋田市外旭川字神田592番地
社会福祉法人 憲寿会 理事長 伊藤 孝子
- 対象区域
秋田市外旭川字神田351番1ほか31筆
- 認定年月日
平成23年9月2日
- 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部建築指導課

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出があったので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年9月5日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
ホームック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
- 大規模小売店舗の名称および所在地
名 称 ホームック広面店
所在地 秋田県秋田市広面字鍋沼63番1
- 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,538㎡
- 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成23年9月20日
- 変更する理由 新店舗への建替えを行うため

2 届出年月日 平成23年9月1日

秋田市公告

(仮称)秋田市にぎわい交流館等情報系システム構築業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成23年9月5日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

- (1) 業務名

(仮称)秋田市にぎわい交流館等情報系システム構築業務委託

- (2) 業務内容

別紙「(仮称)秋田市にぎわい交流館等情報系システム構築業務委託仕様書」(省略)のとおり。

- (3) 業務期間

契約締結日から平成24年3月30日までとする。

ただし、建設工事の進捗状況により業務期間を変更する。

- (4) 業務規模

業務に関する費用は、93,257,850円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状況および経営規模において、本業務の履行に支障がない者であること。
- (3) 秋田市の物品入札参加者資格において、営業品目「電気製品類」の入札参加資格を有している者であること。
- (4) 過去に本業務の内容と同種のシステムを開発した者又は同種の業務もしくは類似の業務の実績を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 秋田市から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。
- (8) 市町村税（特別区にあっては都税）を滞納していない者であること。

3 手続等

- (1) 担当事務局 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部まちづくり整備室
T E L 018-866-2156
F A X 018-866-2458
E-mail:ro-urrd@city.akita.akita.jp
- (2) 説明書の交付
 - ア 交付期間 平成23年9月5日(月)から同月15日(木)まで
 - イ 交付方法 説明書は、秋田市都市整備部まちづくり整備室ホームページからの入手を原則とする。
(URL:<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/rd/default.htm>)
また、担当事務局においても希望者には直接交付する（直接交付は、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日および日曜日を除く。）。
- (3) 参加表明書の提出
 - ア 提出期限 平成23年9月15日(木)午後5時
 - イ 提出場所 上記3(1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
 - エ 受付時間 持参による場合は提出期限の日まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで受け付けるものとする。郵送による場合は提出期限まで必着のこと。
- (4) 質問の受付
 - ア 受付期間 平成23年9月12日(月)午後5時
 - イ 受付場所 上記3(1)に同じ。
 - ウ 受付方法 電子メールによる。
 - エ 回答方法 電子メールおよび担当事務局ホームページ
- (5) 技術提案書の提出
 - ア 提出期限 平成23年10月21日(金)午後5時

- イ 提出場所 上記3(1)に同じ。
- ウ 提出方法 上記3(3)ウに同じ。
- エ 受付時間 上記3(3)エに同じ。

4 参加表明書および技術提案書の審査等

- (1) 参加表明書が提出され、参加資格を有することが確認された全ての者に対して、書面によりその旨を通知するとともに、技術提案書の提出を要請する。また、参加資格を有しない者に対しては、書面によりその旨および理由を通知する。
- (2) 技術提案は、(仮称)秋田市にぎわい交流館等情報システム構築業務プロポーザル選定委員会において書類、プレゼンテーションおよびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務請負予定者を特定するものとする。

5 その他

- (1) 技術提案書の作成、応募およびプレゼンテーション等、プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断でプロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査および説明の目的に写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合は、提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (7) 技術提案書および見積書は、受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (8) その他詳細は「(仮称)秋田市にぎわい交流館等情報システム構築業務プロポーザル説明書」によるものとする。

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第26条の2第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から事業認定をした旨の通知があったので、同条第2項の規定に基づき、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

平成23年9月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称 秋田県
- 2 事業の種類 県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事
- 3 起業地
 - イ 収用の部分 秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼地内
 - ロ 使用の部分 なし
- 4 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市建設部建設総務課

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年9月12日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入札名	秋田市新斎場（仮称）自動販売機設置場所貸付		
(2) 貸付場所および最低入札価格	物件番号	貸付場所・台数	貸付面積
	1	2階自販機コーナー（A）1台	1台につき1.21㎡程度
	2	2階自販機コーナー（B）1台	
	3	2階自販機コーナー（C）1台	
予定価格 （年額・税抜き）			
			14,000円
			14,000円
			14,000円
(3) 貸付期間	平成23年11月1日から平成26年3月31日まで		
(4) 入札参加要件	ア 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。		
	イ 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。		
	ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。		
	エ 市税の滞納がないこと。		
	オ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。		
	カ 自動販売機の設置・運営業務において、3年以上の実績を有する者であること。		
(5) 入札参加申込み			
受付期間	平成23年9月12日(月)から同月27日(火)まで (平日のみ午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)		
受付場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市市民生活部生活総務課墓地・斎場整備担当		
(6) 指名（非指名）通知	平成23年9月30日(金)までにFAXで通知		
(7) 入札			
日 時	平成23年10月5日(火) 午前11時		
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市議場棟1階 第3委員会室		
入札保証金	免除		
(8) 契約日	平成23年10月11日(火)（予定）		

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成23年9月27日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書

イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（法人の場合）又は住民票の写し（個人の場合）

ウ 納税証明書

秋田市に納めた納税証明書および法人市民税（個人営業の場合は、個人市民税）の納税証明書の写し（いずれも直近の年度のもの）

エ 誓約書（平成21年度および平成22年度における実績を確認できる契約書等の写しを添付すること。）

オ アおよびエの様式については、秋田市のホームページから入手すること。

カ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名および非指名の通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知を行う。

イ 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしていない者には、非指名通知によりその旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則を遵守の上、入札に参加すること。

イ 入札は物件番号順に1物件ごとに行う。

ウ 応募する者は1物件しか落札できないこととし、1物件を落札した者は他の物件の入札には参加できない。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札金額とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 落札者は予定価格以上で、かつ、有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とする。

(4) その他

入札、契約上の条件等については、「秋田市新斎場（仮称）自動販売機設置事業者募集要項」を確認すること。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市市民生活部生活総務課墓地・斎場整備担当
電話 018-866-2074

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づ

き行う平成23年度ポリオ予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成23年9月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種の種類
ポリオ予防接種
- 2 予防接種の対象者の範囲
接種日において、生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
- 3 接種方法および回数
三価混合の経口生ポリオワクチンを41日以上の間隔をおいて2回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットルとする。
- 4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日
秋田市保健センター	10月5日 10月14日 10月19日 10月20日 10月27日 10月28日
アルヴェ4階	10月26日
北部市民サービスセンター	10月7日 10月18日
西部市民サービスセンター	10月4日 10月12日
御野場地域センター	10月13日 10月21日
河辺総合福祉交流センター	10月25日
雄和市民サービスセンター	10月6日

- 5 予防接種を受けることができない者
 - (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
 - (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められているもの
 - (3) 明らかな発熱を呈している者
 - (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (6) 下痢をしている者
 - (7) BCG、麻しん風しん、おたふくかぜ、水痘の予防接種を受けた後27日以上の間隔を置いていない者
 - (8) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔を置いていない者
 - (9) その他医師が不適当な状態と判断した者
- 6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
 - (2) 予防接種で2日以内に発熱の見られた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質安定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
 - (4) 今までにけいれんを起こしたことがある者
 - (5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- 7 予防接種料金
無料

秋田市公告

学校の統廃合に伴い秋田市立小学校又は中学校としての用途を廃止した校舎等の利活用を図るため、当該校舎等を使用する者を公募するので、次のとおり公告する。

平成23年9月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公募対象施設
 - (1) 秋田市下浜八田字餅田42番地 旧八田小学校
 - ア 敷地面積 8,324平方メートル
 - イ 校舎 昭和55年3月築鉄筋コンクリート造平家建て545平方メートル
 - ウ 体育館 昭和55年2月築鉄骨造平家建て448平方メートル
 - エ その他附属建物等
 - (2) 秋田市金足片田字待入109番地 旧金足東小学校
 - ア 敷地面積 19,580平方メートル
 - イ 校舎 昭和60年3月築鉄筋コンクリート造2階建て1,711平方メートル
 - ウ 体育館 昭和59年3月築鉄骨造平家建て708平方メートル
 - エ その他附属建物等
 - (3) 秋田市河辺赤平字小曾根80番地 旧赤平小学校
 - ア 敷地面積 14,982平方メートル
 - イ 校舎 昭和60年12月築鉄筋コンクリート造2階建て1,630平方メートル
 - ウ 体育館 昭和55年12月築鉄骨造平家建て560平方メートル
 - エ その他附属建物等
 - (4) 秋田市上新城五十丁字小林190番地の1 旧上新城中学校
 - ア 敷地面積 19,046平方メートル
 - イ 校舎 平成3年3月築鉄筋コンクリート造2階建て1,822平方メートル
 - ウ 体育館 平成2年1月築鉄骨造平家建て839平方メートル
 - エ その他附属建物等
- 2 使用申込みに関する事項
 - (1) 使用許可を希望する者は、平成23年11月30日(木)までに次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出しなければならない。
 - ア 利活用申込書（様式（省略））
 - イ 廃校舎等の利活用に係る事業計画書
 - ウ 廃校舎等の利活用に係る施設利用計画図（配置図および平面図）
 - エ 廃校舎等の利活用に係る事業等の収支予算書
 - オ 定款、規約又はこれらに類する書類
 - カ 法人にあっては、登記事項証明書
 - キ 財務の状況を示す書類
 - ク 市税完納証明書
 - (2) 申込書等の受付
 - ア 受付方法
持参又は郵送により受け付けする。
 - イ 受付場所
秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3F
秋田市教育委員会総務課
 - ウ 利活用申込書

秋田市のホームページから入手すること。

3 使用者選定基準

申込書等を提出した者のうちから、次に掲げる選定の基準に基づき、最も適当と認める者を、廃校舎等の使用者として選定するものとする。

- (1) 本市の産業の振興に資するものであるか。
- (2) 本市の社会福祉の向上に資するものであるか。
- (3) 地域の雇用の創出につながるものであるか。
- (4) 芸術・文化、教育等地域社会の貢献につながるものであるか。
- (5) 地域と共生・共存し、地域の活性化に資するものであるか。
- (6) 廃校舎等および当該廃校舎等の存する地域の実情に応じ、市長が必要と認める基準

4 使用許可条件

使用許可の条件は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 常に、善良な管理者の注意をもって廃校舎等を維持管理しなければならない。
- (2) 目的以外に廃校舎等を使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。
- (3) 廃校舎等の使用に当たって特別の設備をしようとする場合その他許可を受けた内容を変更する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。
- (4) 使用期間中、廃校舎等の使用状況について、教育委員会からの実地の調査、資料もしくは報告書の提出の求めがあり、又は当該廃校舎等の維持もしくは使用に関する指示があったときは、これに従わなければならない。
- (5) 次の各号のいずれかに当該する場合は、使用許可の全部もしくは一部を取り消し、又は変更するときがあること。この場合において、使用許可の取消し等により生じた損害について、その補償を求めることはできない。
 - ア 廃校舎等を公用又は公共用に供するため必要とする場合
 - イ 使用者が許可の条件に違反した場合
- (6) 使用者は、使用期間が終了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担により廃校舎等を原状に回復して返還しなければならない。
- (7) 使用者は、その責めに帰する事由により廃校舎等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 使用者は、許可の条件に定める義務を履行しないため本市に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (9) 使用者は、廃校舎等について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することはできない。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、使用許可期間、使用料等に関する事項その他教育委員会が必要と認める事項

5 使用許可期間

廃校舎等の使用を許可する期間は、1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

6 使用料等

- (1) 使用料は行政財産使用料条例（昭和51年秋田市条例第24号）第3条の規定に基づき免除するものとする。ただし、グラウンドその他の土地に係る使用料は、同条例に定めるところにより徴収する。
- (2) 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。
 - ア 電気、ガスおよび上下水道の使用料
 - イ 電話等の電気通信回線の使用料

ウ ごみの処理に要する費用

エ 施設等の改修、修繕等に要する経費

オ 照明器具等消耗品に取替えに要する経費

カ その他使用者が通常負担するものとして指定する経費

7 その他

- (1) 使用申込みは、施設の一部使用も可とする。
- (2) 各施設は現状での使用許可とする。
- (3) 本件は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく使用許可であり、同条第8項の規定により借地借家法の規定は適用しない。
- (4) 上記使用許可から、貸付制度に移行する場合がある。
- (5) 問い合わせ先

秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3F

秋田市教育委員会総務課

電話 018-826-9024

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第26条の2第1項の規定により、秋田県知事から事業認定をした旨の通知があったので、同条第2項の規定に基づき、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

平成23年9月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称 日本赤十字社
- 2 事業の種類 秋田赤十字病院ドクターヘリ導入に関連する駐車場拡張事業
- 3 起業地
 - イ 収用の部分 あきたけんあきたしをかみたてさるたあざなわしろさわちない 秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢地内
 - ロ 使用の部分 なし
- 4 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市建設部建設総務課

秋田市公告

都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第1項の規定に基づき、卸町第一街区公園内に放置された工作物等について、公告の日から二週間以内に公園からの退去を命じる。また、その期限内に退去できない場合は、秋田市公園管理者が除却するので、同法第27条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 工作物等の種類および名称 物置小屋および内部に置かれている物品
- 2 工作物の形状および数量 木造平屋建て 面積16.2㎡（4.5m×3.6m高さ1.8m）1棟
- 3 工作物が放置されている場所 秋田市卸町四丁目9番地内

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の概要

- (1) 正式名称 秋田市リフレッシュガーデン（以下「リフレッシュガーデン」という。）
- (2) 所在地 秋田市御所野地藏田三丁目1番2号
- (3) 設置目的 勤労者をはじめとする市民にスポーツに親しむ場を提供し、もってスポーツの振興および市民の健康の増進に資するため
- (4) 規模等
 - ア 敷地面積 93,975㎡（ゴルフ場）
 - イ 延床面積 216.13㎡（クラブハウス、機材格納庫）
 - ウ 各棟概要

名 称	構造	階数	延床面積	用途・概要等
クラブハウ ス	木造	1階建 て	125.04㎡	クラブハウス、受 付、休憩室、カー ト格納庫
機材格納庫	木造	1階建 て	91.09㎡	

- エ 開設日 平成5年4月15日
- オ 駐車場 約45台
- カ その他 ゴルフコース 9ホール、PAR29（1,195ヤード）

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) リフレッシュガーデンの利用の許可に関する業務
- (2) リフレッシュガーデンの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する業務
- (3) リフレッシュガーデンの施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がリフレッシュガーデンの管理運営上必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）。
ただし、管理を維持することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をすることができる団体
 - ア 市内に主たる事務所（本社・本店）を有する法人であること。
- (2) 申請をすることができない団体
 - ア 条例第3条第2項に規定する法人
 - イ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている法人
 - ウ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 申請の手続

- (1) 提出書類
 - 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 誓約書
 - イ 指定の期間に係る施設の管理運営業務に関する事業計画書および収支予算書
 - ウ 定款および法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類（申請書提出日現在のもの）
 - エ 平成22年度および平成21年度の事業活動の概要を記載した書類
 - オ 平成22年度および平成21年度の収支決算書又はこれに類

- する書類
- カ 平成22年度および平成21年度の財産目録又はこれに類する書類
- キ 平成22年度および平成21年度の貸借対照表又はこれに類する書類
- ク 組織および運営に関する事項を記載した書類（申請書提出日現在のもの）
- ケ 役員名簿および役員の履歴を記載した書類（申請書提出日現在のもの）
- コ 市税に係る完納証明書（直近のもの）
- サ 法人の印鑑証明書（申請書提出日現在のもの）
- シ 類似施設における業務実績を記載した書類（実績がある場合のみ）
- ス 各種管理資格の写し
- セ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出場所 郵便番号010-8560

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市商工部商工労働課雇用労働担当
電 話 018-866-2114
F A X 018-866-2431

(3) 受付期間 平成23年9月30日(金)から同年10月28日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

- (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (5) 提出方法 郵送又は持参すること。郵送による場合は、締切日必着。提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は認めない。
- (6) 提出部数 正本1部および副本13部を提出すること（副本は複写可）。市が必要と認める場合は、申請書および添付書類の内容について、説明や追加資料を求めることがある。
- (7) 質問事項の受付 募集要項の内容等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年10月17日(月)から同月24日(月)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

- イ 受付方法 質問票に記入の上、提出すること。F A Xおよび電子メールでの提出も可。F A Xにより提出する場合は、事前に秋田市商工部商工労働課に連絡した後、送信すること。
- ウ 回答方法 随時回答することとし、質問者の団体名等を伏せて、申請者全てにF A Xで回答する。

6 選定の方法、基準および時期

- (1) 秋田市商工部指定管理者選定委員会による選定
 - 秋田市商工部指定管理者選定委員会において、申請者から事業計画等の説明を受け、「秋田市リフレッシュガーデン指定管理者選定評価基準」に照らし、最も適当と認める団体を審査した上で、指定管理者の候補者および次点候補者を選定する。
- (2) 指定管理者選定評価基準
 - 「秋田市リフレッシュガーデン指定管理者評価基準」を参照すること。
- (3) 選定期間および結果の通知
 - 申請者による事業計画等の説明および選定は平成23年11月上旬に行い、その結果は書面により通知する。
- (4) 選定結果の公表
 - 秋田市のホームページに結果を掲載し公表する。

7 募集要項の交付

- (1) 交付場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 交付期間 平成23年9月30日(金)から同年10月28日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)
- (3) 交付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。郵送で交付を求める場合は、390円切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 8 現地説明会(開催予定)
 - (1) 日時 平成23年10月24日(月)
 - (2) 場所 リフレッシュガーデン(秋田市御所野地蔵田三丁目1番2号)
 - (3) 申込方法 現地説明会への参加を希望する法人は、電話、FAX又は電子メールで秋田市商工部商工労働課に連絡すること。申込締切は、10月20日(木)午後5時15分とする。申込みの際、法人等の名称および参加希望者を知らせること。参加者数は1団体につき、3名以内とする。
- 9 その他
 - (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について、ヒアリングを実施する。
 - (2) リフレッシュガーデンの利用料金は、秋田市リフレッシュガーデン条例(平成20年秋田市条例第41号)で定める利用料金の上限額等を基準として指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとする。
 - (3) 指定管理者指定申請書を提出した後、申請を取り下げる場合は辞退届を提出すること。
 - (4) その他詳細は募集要項による。
- 10 問い合わせ先

秋田市商工部商工労働課雇用労働担当
 電話 018-866-2114
 FAX 018-866-2431
 メール ro-inpr@city.akita.akita.jp

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

- (1) 名称
 - ア 秋田市八橋老人いきいの家
 - イ 秋田市飯島老人いきいの家
 - ウ 秋田市大森山老人と子どもの家
- (2) 所在地
 - ア 秋田市八橋本町一丁目4番3号
 - イ 秋田市飯島字堀川84番191
 - ウ 秋田市浜田字出小屋333番の1
- (3) 設置目的

老人に憩いと研修の場を提供し、安らぎと教養の向上に寄与するとともに心身の健康の増進に資することを目的とする。
- (4) 規模等
 - ア 鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積533.32平方メートル
 - イ 鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積527.40平方メートル

- ウ 鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積977.87平方メートル
- (5) 主な施設
 - ア 事務室、大広間、和室および健康相談室
 - イ 事務室、大広間、和室、健康増進室、健康相談室および浴室
 - ウ 事務室、大広間、和室、体育館、子ども室、健康相談室および浴室
- 2 指定管理者が行う管理の業務
 - (1) 使用の許可、制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関する業務
 - (2) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務
 - (3) その他市長が管理運営上必要と認める業務
- 3 指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで(予定)
- 4 申請に必要な資格等
 - (1) 申請に必要な資格

市内に主たる事務所を置き、市内で社会福祉施設を運営している社会福祉法人であって、1(1)のアからウまでの3施設を一括して管理することができるものであること。
 - (2) 申請をすることができない法人
 - ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。)
 - ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている法人
 - エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人
- 5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例(平成元年秋田市条例第32号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成23年9月30日(金)から同年10月28日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。
- 6 説明会
 - (1) 日時および場所

募集要項に記載する日時および場所
 - (2) その他

説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)の問い合わせ先に連絡すること。
- 7 申請の手續
 - (1) 提出期限

平成23年10月28日(金) 午後5時15分
 - (2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
 秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課(電話018-866-2095)
 - (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 公の施設の管理に関する事業計画書

- イ 公の施設の管理に関する収支予算書
- ウ 定款
- エ 登記事項証明書
- オ 財務の状況を示す書類
- カ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
 - ア 市民の平等な利用が確保されること。
 - イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。
 - ウ 効率的な管理が行われること。
 - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
 - オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成23年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 管理に係る経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
- (3) 詳細は募集要項による。
- (4) 問い合わせ先
秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課（電話018-866-2095）

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

- (1) 名称
秋田市老人福祉センター
- (2) 所在地
秋田市八橋南一丁目8番2号
- (3) 設置目的
老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませることを目的とする。
- (4) 規模等
鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積3,169.10平方メートル
- (5) 主な施設
事務室、作業所、浴室・脱衣室、和室、教養娯楽室、図書コーナー、会議室および食堂

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) 秋田市老人福祉センター条例（平成3年秋田市条例第11号）第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 使用の許可、制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関する業務
- (3) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務

- (4) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

- (1) 申請に必要な資格
市内に主たる事務所を置き、市内で社会福祉施設を運営している社会福祉法人であること。
- (2) 申請をすることができない法人
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）
 - ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている法人
 - エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成23年9月30日（金）から同年10月28日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

- (1) 日時および場所
募集要項に記載する日時および場所
- (2) その他
説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)の問い合わせ先に連絡すること。

7 申請の手続

- (1) 提出期限
平成23年10月28日（金） 午後5時15分
- (2) 提出場所
郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部福祉総務課（電話018-866-2092）
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 公の施設の管理に関する事業計画書
 - イ 公の施設の管理に関する収支予算書
 - ウ 定款
 - エ 登記事項証明書
 - オ 財務の状況を示す書類
 - カ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

- (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
 - ア 市民の平等な利用が確保されること。
 - イ 施設の設置の目的が効果的に達成されること。
 - ウ 効率的な管理が行われること。
 - エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

- (2) 選定は、平成23年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 管理に係る経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
- (3) 詳細は、募集要項による。
- (4) 問い合わせ先
秋田市福祉保健部福祉総務課（電話018-866-2092）

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年9月30日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

- (1) 名称

ア 秋田市にぎわい交流館
イ 秋田市中通一丁目自動車駐車場

- (2) 所在地

ア 秋田市中通一丁目4番1号
イ 秋田市中通一丁目4番3号

- (3) 設置目的

ア 本市の中心市街地に活力やにぎわいをもたらすための交流の拠点として、世代を超えて多くの人々が集うことができる場を創出し、もって地域の活性化を図ることを目的とする。
イ 本市の中心市街地における駐車需要に対応することにより、円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする。

- (4) 規模等

ア 鉄骨造地上4階地下1階建て、延床面積約5,130平方メートル
イ 鉄骨造地上6階建て、延床面積約18,120平方メートル

- (5) 主な施設

ア まち発見ステーション、映像工房、総合案内・事務室、展示ホール、アート工房、多目的ホール、多目的室、研修室および和室
イ 普通自動車用駐車台数486台、軽自動車用駐車台数10台、障がい者用駐車台数6台、管理室および倉庫

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) 秋田市にぎわい交流館における、にぎわい創出に寄与する催しの企画および運営に関する業務
- (2) 利用の許可、制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関する業務
- (3) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

平成24年7月下旬（未定）から平成29年3月31日まで

4 申請に必要な資格等

- (1) 申請に必要な資格

ア 登記簿上、主たる事務所（本社、本店）を秋田市内に有する法人その他団体（共同事業体含む。以下「団体」という。）であること。

イ 集客施設又はこれに類する施設に係る維持管理業務の実績を有すること。

ウ にぎわい創出に資するイベント等の企画・実施の実績を有すること。

エ 秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場を一括して管理することができること。

※ 共同事業体とは、一つの団体だけでは申請に必要な資格を満たすことができない場合、部分的な業務提携やジョイント等により、運営要件を満たす組織を指す。この場合、代表者（業務全般に係る最終責任を有する者）を定め、構成者で上記の全ての資格を有するものとする。

※ 共同事業体の構成団体は、単独又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することができない。

※ 共同事業体として申請する場合は、主たる事務所（本社、本店）を秋田市内に有する団体を代表者とする。

※ 指定管理者の候補者選定後の協議は、代表者と行うものとするが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うこととなる。

- (2) 申請をすることができない団体

ア 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第3条第2項に規定する団体

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過していない団体（同項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている団体

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

オ 固定資産税、法人市民税および事業所税を滞納している団体

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

5 募集要項等の交付

7(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、平成23年9月30日（金）から同年11月25日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）交付する。

なお、秋田市まちづくり整備室のホームページからもダウンロード可能である。

6 説明会

- (1) 日時および場所
募集要項に記載する日時および場所

- (2) その他
説明会に参加希望の団体は、事前に9(4)の問い合わせ先に連絡すること。

7 申請の手続

- (1) 提出期限
平成23年11月25日(金) 午後5時
- (2) 提出場所
郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部まちづくり整備室(電話018-866-2156)
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
ア 公の施設の管理に関する事業計画書
イ 公の施設の管理に関する収支予算書
ウ 定款、規約又はこれに類する書類
エ 法人にあっては、登記事項証明書
オ 財務の状況を示す書類
カ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

- (1) 秋田市にぎわい交流館等指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。
ア 市民の平等な利用が確保されること。
イ 施設の設置の目的が効果的に達成されること。
ウ 効率的な管理が行われること。
エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
オ その他施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成23年12月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

- (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (2) 管理に係る経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。
- (3) 詳細は、募集要項による。
- (4) 問い合わせ先
秋田市都市整備部まちづくり整備室(電話018-866-2156)

教 委 公 告

秋田市教委公告

平成24年度に秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則(平成11年秋田市教委規則第7号)第7条第2項の規定により公告する。

平成23年9月30日

秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明

1 入学願書の提出期日および提出先

- (1) 提出期日
平成23年11月15日(火)から同月18日(金)まで
- (2) 提出先
秋田市立御所野学院中学校長とする。

2 出願資格

平成24年3月に小学校の課程を修了見込みで、秋田市内在住者又は在住予定者

3 募集人員

40名(秋田市立御所野小学校通学区在住者又は在住予定者を除く。)

4 入学予定者選考の実施期日等

- (1) 実施期日
平成23年12月10日(土)

(2) 内容

作文および面接

5 選考結果の通知

平成23年12月22日(木)

6 その他

入学者決定に関して必要な細目事項は、別に定める「平成24年度秋田市立御所野学院中学校入学者決定要項」によるものとする。

秋田市教委公告

平成24年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則(平成3年秋田市教委規則第8号)第8条第2項の規定により公告する。

平成23年9月30日

秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明

1 選抜の種類

前期選抜および一般選抜を設定する。

2 入学願書の提出期間および提出先

(1) 提出期間

- ア 前期選抜 平成24年1月16日(月)から同月18日(水)まで
- イ 一般選抜 平成24年2月14日(火)から同月16日(木)まで

(2) 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長とする。

3 入学検定料

2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 前期選抜 平成24年2月1日(水) 面接

(2) 一般選抜 平成24年3月6日(火) 学力検査および面接

- ア 実施教科 5教科(国語、社会、数学、理科および英語)
- イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

5 出願資格

(1) 前期選抜 中学校又はこれに準ずる学校を平成24年3月に卒業する見込みの者で、「平成24年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」で定める「出願の条件」を満たしているもの

(2) 一般選抜 次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していないもの

ア 中学校又はこれに準ずる学校を平成24年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者

6 募集する学科名および募集人員

- (1) 学科名 商業科
- (2) 募集人員 男女 240名

7 合格者の発表

- (1) 前期選抜 平成24年2月8日(水)
- (2) 一般選抜 平成24年3月13日(火)

8 その他

入学者の選抜の実施に必要な細目事項は、「平成24年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

選 管 公 告

秋市選管公告

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定に基づき、裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成23年9月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成23年9月14日(水) 午後1時30分

秋市選管公告

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定に基づき、検察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成23年9月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成23年9月14日(水) 午後1時30分

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年9月2日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第22号 仁別浄水場 機械設備修繕	秋田市仁別字堂 の下16番地2	平成24年2月10日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 浄水場において、砂ろ過設備の施工実績があること (元請、下請は問わない。) (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年9月20日(火) 午前11時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約予定日 平成23年9月22日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年9月13日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））。資格者証の写しを添付）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成23年 9 月 2 日(金)から同月13日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年 9 月16日(金)に通知する。

5 設計書および設計図書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年 9 月 2 日(金)から同月16日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年 9 月 2 日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限
第13号	給水ローリー車購入	秋田市上下水道局（秋田市川尻みよし町14番 8号）	平成24年 2月20日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年 9 月20日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館2階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年 9 月22日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額からリサイクル料金を除く金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額からリサイクル料金を除いた金額の105分の100に相当する金額にリサイクル料金を加算した金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 9 月13日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成23年 9 月 2 日(金)から同月13日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年 9 月16日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年 9 月 2 日(金)から同月16日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 購入仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年9月2日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限
第14号	給水バ グ設置台 購入	秋田市上下水道局川口汚 水中継ポンプ場（秋田市 楯山登町12番43号）	平成23年 11月22日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年9月20日(火) 午前10時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約予定日 平成23年9月22日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年9月13日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。

(2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第23号 計装設備交換修繕	豊岩浄水場内 （秋田市豊岩 巻字上野164） 高区配水場内	平成24年3月16日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事A級又はB級 ② 水道施設（浄水場・配水場他）で計装設備の施工実績があること（元請、下請は問わない。）。

け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年9月2日(金)から同月13日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年9月16日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年9月2日(金)から同月16日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 購入仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成23年9月7日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平
賦課対象区域

浜田字滝ノ下、手形新栄町、卸町二丁目、飯島西袋一丁目および添川字地ノ内（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にある土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年9月9日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

	(雄和椿川山籠)	(基本的要件については、別に記載)
--	----------	-------------------

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事のA級又はB級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年10月4日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年10月6日(木)
- 注 意 事 項
 - (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年9月27日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第24号 豊岩送水ポンプ逆止弁交換修繕	仁井田浄水場内 (秋田市仁井田字新中島221番地2)	平成24年3月30日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 浄水場において、吸込口径350mm以上の横軸ポンプ設備の施工実績があること（元請、下請は問わない。）。 (基本的要件については、別に記載)

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
- イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））。資格者証の写しを添付）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成23年9月9日(金)から同月27日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年9月30日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年9月9日(金)から同年10月3日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年9月9日
秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
 - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成23年10月4日(火) 午前10時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年10月6日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年9月27日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

- イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））。資格者証の写しを添付）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成23年9月9日(金)から同月27日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年9月30日(金)に通知する。
- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成23年9月9日(金)から同年10月3日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年9月16日
秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第25号 返送汚泥ポンプ分解整備	仁別浄化センター (秋田市仁別字 小水沢86番地2)	平成24年2月24日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 下水道終末処理場において、ポンプ設備の設置又は修繕の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
 - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年10月4日(火) 午前11時
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約予定日 平成23年10月6日(木)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年9月27日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 - イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））。資格者証の写しを添付）
- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

 - ア 受付期間 平成23年9月16日(金)から同月27日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4

時まで
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年9月30日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年9月16日(金)から同年10月3日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
 なお、本件は、平成23年9月2日に公告した案件（物品第14号）の入札参加要件の一部および納入期限を変更し、再公告するものである。

平成23年9月22日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限
第15号	給水バグ設置台 購入	秋田市上下水道局川口汚水中継ポンプ場（秋田市榑山登町12番43号）	平成23年12月22日

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
 - ア 秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、登録されていること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年10月11日(火) 午前10時
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
 入札保証金 免除

契約予定日 平成23年10月13日(木)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年10月4日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成23年9月22日(木)から同年10月4日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申込書 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年10月7日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年9月22日(木)から同年10月7日(金)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 購入仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田市上下水道局庁舎大規模改修工事実施設計業務委託について、プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成23年9月26日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 業務概要

- (1) 業務名
秋田市上下水道局庁舎大規模改修工事実施設計業務
- (2) 業務内容
秋田市上下水道局庁舎大規模改修工事実施設計
- (3) 履行期限
平成24年3月31日

2 参加資格

- (1) プロポーザルの参加者は、次の資格を全て有する者又は次の資格を全て有する者とウ以外の資格を有する者との共同企業体（JV）とする。ただし、共同企業体の場合は、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて（平成10年12月10日建設省通達）」の3の設計共同協定書を締結していること。
ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
イ 秋田市における設計業務に係る入札参加資格者であること。
ウ 秋田市に本社を有すること。
エ 秋田市長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間でないこと。
オ 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
カ 過去10年間に学校、研究所、庁舎、事務所、銀行、図書館、劇場、集会場、放送局、病院又は複合建築物の用途で、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上3階建て以上、かつ、延べ面積が1,500平米以上の建築物について大規模改修工事（※1）の設計実績があること（ただし、単独、共同企業体、協力事務所としての参画等の受注形態は問わないものとする。）。
- (2) 管理技術者（※2）は一級建築士であること。
- (3) 管理技術者および主たる分担業務分野（※4（建築分野））の主任担当技術者（※3）は、提出者の組織に所属していること。
- (4) 管理技術者および記載を求める各主任技術担当者はそれぞれ1名であること。
- (5) 配置予定技術者が国家公務員の場合は、国家公務員法第103条の規定を、地方公務員の場合は、地方公務員法第38条の規定を満足していること。
- (6) 管理技術者が記載を求める各主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める各主任担当技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。
- (7) 管理技術者および記載を求める各主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている設計業務（工事管理業務は除く。特定後未契約のものも含む。）が、原則として3件未満であること。
- (8) 主たる分担業務分野（建築分野）を再委託しないこと。
- (9) 建築分野、構造分野、電気分野、機械分野において、応募者又は協力事務所が、他の応募者の協力事務所となっていないこと。

(10) 業務の一部を再委託する場合には、再委託の建設コンサルタントが秋田市設計業務に係る入札参加有資格者である場合、指名停止期間中でないこと。

注：※1 「大規模改修工事」とは、建築物の耐震補強と内外装材、建築設備（電気、給排水、空調、火報等）の過半の改修をいう。

※2 「管理技術者」とは、秋田市における「業務委託契約書」第11条の定義による。

※3 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※4 分担業務分野の分類は下表による。なお、提出者において、これ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合（様式5）に従い当該分野の業務内容および分野を追加する理由等を明確にしておくこと。ただし、この場合において、当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者は「記載の求める主任担当技術者」の要件を満たしていなければならない。また、下表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業 務 内 容
建築	建築（総合）・基本設計・実施設計
構造	建築（構造）・基本設計・実施設計
電気	電気設備・基本設計・実施設計
機械	給排水衛生設備・基本設計・実施設計 空調設備・基本設計・実施設計

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 専門分野別の技術職員の状況
- (2) 同種又は類似の業務の実績
- (3) 配置予定者の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況
- (4) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）
- (5) 受賞実績

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術職員の経験能力
配置予定者の技術者の資格、同種又は類似の業務の実績の内容、手持ち業務の状況および担当した業務の業務成績
- (2) 業務実施方針および手法
説明書の理解度、実施方針の妥当性、特定テーマに対する技術提案の的確性、独創性、実現性および実施手法の妥当性

5 手続等

- (1) 担当事務局 〒010-0945 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局総務課

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第26号 減圧弁分解整備	秋田市新屋町字 砂奴寄地内およ び浜田字宮田沢 地内	平成24年1月31日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 秋田県内において、口径75mm以上の水道用減圧弁の分解整備の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

Tel 018-823-8434、Fax 018-824-7414

E-mail : ro-wtmn@city.akita.akita.jp

(2) 説明書の交付期間、方法および場所

- ア 交付期間 平成23年9月26日(月)から同年10月7日(金)まで
- イ 交付方法 各種関係資料については、秋田市上下水道局ホームページからのダウンロードを原則とする。なお、担当課においても来局者に窓口配布する（ただし、窓口配布は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。）。

秋田市上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws/default.htm>

ウ 交付場所 上記5(1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所および方法

- ア 提出期限 平成23年10月7日(金)午後5時
- イ 提出場所 上記5(1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。受領期限まで必着のこと。）によること。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所および方法

- ア 提出期限 平成23年11月14日(月)午後5時
- イ 提出場所 上記5(1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。受領期限まで必着のこと。）による。

(5) ヒアリングの実施

ア 実施日 平成23年11月24日(木)を予定

イ 場 所 秋田市上下水道局庁舎内

6 その他

- (1) 契約保証金 契約時に業務完了保証人を付することとし、契約保証金は、免除する。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。
- (5) 詳細は、説明書（実施要領）による。
- (6) 最優秀提案者名は、特定後、速やかに公表する。
- (7) 最優秀提案者の技術提案書は、契約後、速やかに公表する。

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年9月30日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年10月18日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年10月20日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年10月11日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 - イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略）資格者証の写しを添付）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成23年9月30日(金)から同年10月11日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午

後4時まで

- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年10月14日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年9月30日(金)から同年10月17日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年9月30日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

番号	物件名	納品場所	履行期間
単価 第47号	平成23年度被服単価契約 防寒衣（上）購入	秋田市 上下水道局	契約日から平成24年3月31日まで
単価 第48号	平成23年度被服単価契約 防寒衣（下）購入		
単価 第49号	平成23年度被服単価契約 防寒長靴 購入		

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年10月18日(火)
 - 単価第47号 午前10時30分
 - 単価第48号 午前10時35分
 - 単価第49号 午前10時40分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
入札保証金 免除
契約予定日 平成23年10月20日(木)
入札金額 入札書には、1着、1本および1足当たりの価格を記載すること。

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年10月11日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という（様式1）。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成23年9月30日(金)から同年10月11日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申 込 書 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年10月14日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年9月30日(金)から同年10月17日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。

- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

